岐阜県における外国人労働者の実態と特徴†
－日系ブラジル人と中国人の比較－

伊　藤　　薫

概　要

岐阜県は人口当たりの中国人とブラジル人が非常に多く、両者を対比して分析するのに相応しい地域である。本研究の研究課題１は「岐阜県における中国人労働者と日系ブラジル人労働者の特徴を比較すること」である。ブラジル人は男が優勢で、子供を含む世帯居住が多い。中国人は女が優勢で、20－34歳の単身者が多い。職業別では生産工程・労務作業者の割合が、中国人、日系ブラジル人共に90％以上と極めて高い。研究課題２は「岐阜県経済に対する中国人労働者と日系ブラジル人労働者の影響を把握すること」である。中国人労働者は繊維・衣服工業の、日系ブラジル人は電気・輸送用機械工業の、地元企業における単純労働の担い手として、現在までのところ日本人労働者と競合関係にないと思われる。

１．はじめに

よく知られているように1989年に入国管理法が大幅改正され、日系３世とその家族を対象に在留資格「定住者」が新設され、また在留資格「研修」が新設された。その結果、1990年代に入って日本に在住するブラジル人や中国人が急増したが、東海地域がニューカマーの外国人労働者の代表的な居住地の一つであることは明確である（平岩・伊藤［2008］）。その中で岐阜県は、2006年末の外国人登録者数において、「中国」が15,810人と全国第９位（人口当たりでは第２位）、「ブラジル」が20,466人と第４位（同第５位）であり、中国人、ブラジル人の両者が同時に大きな集積を持つという珍しい特徴のある県であることが判明し

---

†　本論文は、日本人口学会第60回大会（2008年６月７日、日本女子大学）で報告した「岐阜県における外国人労働者の実態と特徴」を修正したものである。この論文は、平岩恵理子・伊藤薫「東海地域における外国人労働者の実態と特徴－中国人と日系ブラジル人を中心に－」（『研究紀要』（星城大学経営学部）、№５、pp.49-96）を発展させたものであり、この先行論文が分析対象とした東海地域と比較を容易にするために、章の構成はほぼ同じ配列とした。本研究のうち第３章、第７章などを共同研究者であった平岩恵理子に負っており、謝意を表したい。いうまでもなく本研究の誤りは、全て筆者に帰せられるものである。また本研究は、平成19年度岐阜聖徳学園大学特別研究費（研究課題：東海地域の人口移動に関する総合的研究（その１），研究代表者：伊藤薫）の一部を使用して実施した。

ている。すなわち岐阜県は、1980年代以降に増加した日系ブラジル人・中国人というニューカマーの外国人労働者の実態を比較・検討するのに極めて相応しい地域であると考えられる。そこで本研究では、岐阜県における日系ブラジル人労働者と中国人労働者の人口学的な相違を中心に実態把握をすると共に、両者の地域経済に与える影響をもできる限り明らかにするように努めたい。

岐阜県における外国人集積が大きいことを示す一例として、「外国人集住都市会議」（図表１－１）の存在がある。これは南米系日系人が多数居住する都市の行政と地域の国際交流協会等をもって平成13年に設立された（http://homepage2.nifty.com/shujutoshi/）。この集住都市会議参加都市27都市（オブザーバー都市1都市を含む）のうち、東海4県からは20都市が参加しているが、岐阜県からは大垣市、美濃加茂市、可児市が参加しており、2007年度と2008年度の事務局を美濃加茂市が担当している。これらの都市は図表１－１が示すように、登録者国籍第１位はブラジルである。一方、岐阜県は外国人研修生・技能実習生が１万人以上いるとみられ、全国でもっとも多い県の一つと考えられる。例えば、岐阜県における2006年末の在留資格「研修」は4,863人（全国２位）、技能実習生が含まれる「特定活動」は7,615人（全国２位）である。そしてその９割近くは中国出身と推測される。以上の日系ブラジル人も中国人も、1980年代以降に入国したニューカマーであり、日本の在日コリアンに代表されるオールドカマーと区別されることが多い。

さて、本研究では岐阜県での外国人労働者の実態を把握し、同時にその特徴がどのような要因によって生じたのかを把握することを目的とする。また、そのような外国人労働者が地域経済にどのような影響をもたらすか、についても考察をする。研究課題を明示すると、以下の２点となる。

研究課題１：岐阜県における中国人労働者と日系ブラジル人労働者の特徴を比較すること
研究課題２：岐阜県経済に対する中国人労働者と日系ブラジル人労働者の影響を把握すること

なお参考として、岐阜県の基礎指標を図表１－２に示す。岐阜県の特徴は、人口集積1.65％に比較して工業の集積が大きいことである。これは2005年国勢調査において就業者総数に占める製造業就業者の割合が、全国の17.3％に対し、岐阜県は25.2％と1.46倍の多さであることにも反映されている。

第２章では、先行研究について述べる。第３章では、外国人増加の制度的背景を検討する。第４章は、あらかじめ統計資料と問題点を検討した上で、第５章で外国人増加の全国的状況を述べる。第６章では東海地域の外国人の特徴を、統計資料を基に、まず男女・年齢別に、さらに世帯の状況、労働力状態、産業と職業、外国人雇用状況のそれぞれについて説明する。第７章では前節までの統計的な比較から浮かび上がった中国人と日系ブラジル人の姿をまとめる。第８章では外国人労働者がもたらす地域経済への影響について概観し、第９章では岐阜県を例に「研修生」、「技能実習生」の実態と特徴を検討したのち、日

図表１－１　外国人集住都市会議の会員都市データ（2008年）

県　名	都市名	面積（㎢）	総人口（人）	外国人登録者数（人）	外国人割合（%）	登録者国籍1位登録者数（人）	同2位登録者数（人）	同3位登録者数（人）
群馬県	太田市	176.49	218,981	8,727	4.0	ブラジル 4,037	フィリピン 1,179	ペルー 666
	大泉市	17.93	42,113	6,878	16.3	ブラジル 4,931	ペルー 839	中国 405
長野県	上田市	552.00	165,990	5,247	3.2	ブラジル 2,363	中国 1,045	ペルー 443
	飯田市	658.76	106,543	3,014	2.8	ブラジル 1,166	中国 1,086	フィリピン 448
岐阜県	大垣市	206.52	166,960	7,370	4.4	ブラジル 4,751	中国 1,346	韓国・朝鮮 454
	美濃加茂市	74.81	55,083	5,927	10.8	ブラジル 3,706	フィリピン 1,397	中国 447
	可児市	87.60	102,858	7,244	7.0	ブラジル 4,851	フィリピン 1,609	韓国・朝鮮 273
静岡県	浜松市	1,511.17	823,628	33,326	4.0	ブラジル 19,461	フィリピン 3,091	中国 3,034
	富士市	214.10	244,140	4,812	2.0	ブラジル 1,756	中国 848	フィリピン 638
	磐田市	164.08	176,912	9,885	5.6	ブラジル 7,562	中国 738	フィリピン 706
	掛川市	265.63	120,903	5,542	4.6	ブラジル 3,758	フィリピン 668	中国 363
	袋井市	108.56	86,451	4,087	4.7	ブラジル 2,924	中国 427	フィリピン 252
	湖西市	55.08	46,347	3,857	8.3	ブラジル 2,486	ペルー 551	フィリピン・インドネシア 195・195
	菊川市	94.24	49,729	4,158	8.4	ブラジル 3,122	フィリピン 407	中国 167
愛知県	豊橋市	261.35	383,945	20,428	5.3	ブラジル 12,885	韓国・朝鮮 1,906	フィリピン 1,758
	岡崎市	387.42	375,067	12,229	3.3	ブラジル 6,327	韓国・朝鮮 1,792	中国 1,657
	豊田市	918.47	420,816	16,350	3.9	ブラジル 7,876	中国 2,766	韓国・朝鮮 1,587
	西尾市	78.75	108,341	5,871	5.4	ブラジル 3,475	中国 538	フィリピン 402
	小牧市	62.82	153,694	9,583	6.2	ブラジル 5,202	中国 1,109	ペルー 896
	知立市	16.34	69,553	4,518	6.5	ブラジル 3,149	フィリピン 390	フィリピン 351
三重県	津　市	710.81	291,880	9,158	3.1	ブラジル 3,890	中国 1,730	フィリピン 1,053
	四日市市	205.53	313,495	9,693	3.1	ブラジル 4,030	韓国・朝鮮 2,140	中国 1,398
	鈴鹿市	194.67	203,716	10,205	5.0	ブラジル 5,182	ペルー 1,677	中国 980
	伊賀市	558.17	101,906	4,848	4.8	ブラジル 2,613	中国 981	ペルー 413
滋賀県	長浜市	247.01	85,025	4,177	4.9	ブラジル 2,906	ペルー 377	中国 306
	湖南市	70.49	56,264	3,350	6.0	ブラジル 2,095	韓国・朝鮮 391	ペルー 366
（滋賀県）	（甲賀市）	481.69	95,638	3,106	3.2	ブラジル 1,663	中国 414	ペルー 362

注）（　）内はオブザーバー都市。基準日は、2008年４月１日。網掛け都市は、岐阜県の都市である。
資料）外国人集住都市会議 Web ページ（http://homepage2.nifty.com/shujutoshi/）より転載

図表１－２　岐阜県の基礎指標（2005年）

	全　国	岐阜県
（１）実数		
面積（㎢）	377,914.78	10,621.17
人口（人）	127,767,994	2,107,226
GDP・県内総生産（百万円）	516,166,228	7,247,705
人口１人当たり県民所得（千円）	3,043.3	2,793.8
工場数（事業所）	468,841	15,499
工場従業者数（人）	8,551,209	216,045
製造品出荷額等（百万円）	298,125,326	5,154,252
工業付加価値額（百万円）	105,576,297	2,052,346
工業労働生産性（万円）	1,234.6	950.0
（２）構成比（％）・水準値（全国＝１）		
面積	100.0	2.81
人口	100.0	1.65
GDP・県内総生産	100.0	1.40
人口１人当たり県民所得水準値	1.000	0.918
工場数	100.0	3.31
工場従業者数	100.0	2.53
製造品出荷額等	100.0	1.73
工業付加価値額	100.0	1.94
工業労働生産性水準値	1.000	0.769

注）工業統計のデータは、全規模による。
　　工業付加価値額については、29人以下の工場は粗付加価値額である。
資料）国勢調査、県民経済計算、工業統計調査

系ブラジル人の実態と影響を検討する。第10章で、改めて地域経済への影響を検討し、第11章では、結論と残された課題を述べる。

2．先行研究と経済学的議論

2．1　先行研究

日本で働く外国人労働者については、1980年以降外国人が急増した結果、1980年代後半から注目を集めるようになり、後藤［1993］や梶田［1994］、森田［1994］などをはじめとして多様な研究が始まった。以後、経済学や社会学などから多くの先行研究が存在する。外国人労働者の多くが特定の産業に集中している（伊藤・平岩［2007］）と同時に、そのような外国人はあらゆる地域で一様に増加するのではなく、局所的に集中する傾向にある（梶田・宮島［2002］）ことはすでに指摘されている。外国人労働者が製造業やサービス業あるいはブルーカラー労働の分野に集中している実態については労働政策研究・研修機構［2004］が明らかにしており、特に製造業の現場における外国人労働者の実態については同様に労働政策研究・研修機構［2006］が聞き取り調査を実施している。

1990年以降、流入が増加したブラジル人に焦点を当てた研究も進んでいる。梶田・丹野・樋口［2005］は在日ブラジル人の「デカセギ」就労を分析することで日本社会の変動を追う試みをしている。桑原［2001］は静岡県浜松市と米国サンディエゴ市を取り上げ、外国人労働者の多い工業地域の比較研究を行っている。河越・星野［2006］は、「在留外国人統計」の都市別データから推計した外国人データを用いて、地域的な分布を統計的に分析すると共に、地域経済への影響を検討している。

なお国際人口移動を総合的にまとめた基礎文献として、日本人口学会編［2002］と吉田・河野［2006］がある。また森［2002］は、日本における外国人労働者問題を幅広くサーベイしたもので、その文献リストは充実している。参考までに、アメリカの外国人労働者問題の研究動向については庄司［2003］がある。

岐阜県の外国人労働者の先行研究としては、伊藤・平岩［2007］、平岩・伊藤［2008］の他に、（財）岐阜県国際交流センター［2005］がある。岐阜県の外国人労働者の実態報告として、吉田［2008ａ、2008ｂ］は貴重である。

2．2　経済学的議論

外国人労働者の流入の急増を経済学的に解釈すると、以下のようになる。人々は高い効用を求めて移住すると仮定し、更に、国境を越えて自由に移動可能であり、移動に心理的費用を含め費用が掛からないと仮定すれば、人々は効用を生み出す主たる源泉である高い賃金を求めて高賃金国への移住を決意するであろう。そしてその移住は、両国の賃金が等しくなるまで続くはずである。戦後日本の高度経済成長の結果、日本は「中国」、「ブラジル」と比較して賃金水準は非常に高くなり、高賃金を求めて外国人労働者が流入する強い力が作用してきた。しかし、上記の「国境を越えて自由に移動可能である」という仮定とは逆に、第二次世界大戦後、長期に亘って外国人労働者の自由な入国を阻止する制度的な

障壁が継続して存在した。ところが1980年代に入って「研修」が制度化され、また1989年に日系３世まで「定住者」の資格が与えられ、その制度的な阻止の力が弱められ、その結果、外国人労働者の流入が顕在化した。

以上は、外国人労働者の日本入国時の意思決定の説明である。出国時の意思決定を考えると、事態は一層複雑であろう。すなわち、効用の主たる源泉は賃金であるが、日本において体験した犯罪（安全）、医療（安心）、教育などの生活水準も、帰国の意思決定において効用を構成する重要な要素となろう。日系ブラジル人の住宅取得も報じされており、こうした財産保有も影響が大きいであろう。また、両親の扶養や故郷に対する愛着も意思決定の要素となろう。こうして、外国人労働者の日本からの帰郷の意思決定は、日本入国より考慮する要素が複雑であると推測される。

３．外国人増加の制度的背景

日本における外国人の入国、在留を規律する出入国管理は、「出入国管理及び難民認定法」に基づく在留資格制度を基本としている。この法律はもともと昭和26年（1951年）に出入国管理令として制定されたもので、アメリカの移民法の出入国管理に関する規定を参考に作られた（山田・黒木［2006］）。外国人の入国・在留に関し、在留活動の資格を法律によって具体的に定めている。現在の在留資格は27種類あり、活動に基づく資格と身分又

図表３－１　全国の在留資格別外国人登録者数の推移（1990年～2006年）

単位：人

在留資格	1990	1995	2000	2005	2006	1990年から2006年	
						増減数	倍率（倍）
総数	1,075,317	1,362,371	1,686,444	2,011,555	2,084,919	1,009,602	1.87
永住者（永住者+特別永住者）	624,958	626,606	657,605	801,713	837,521	212,563	1.28
非永住者	450,359	735,765	1,028,839	1,209,842	1,247,398	797,039	2.69
定住者	54,359	151,143	237,607	265,639	268,836	214,477	4.89
日本人の配偶者等	130,218	244,381	279,625	259,656	260,955	130,737	1.99
留学	48,715	60,685	76,980	129,568	131,789	83,074	2.66
人文知識・国際業務	14,426	25,070	34,739	55,276	57,323	42,897	3.83
研修	13,249	17,713	36,199	54,107	70,519	57,270	4.08
興行	21,138	15,967	53,847	36,376	21,062	-76	1.72
技術	3,398	9,882	16,531	29,044	35,135	31,737	8.55
就学	35,595	34,441	37,781	28,147	36,721	1,126	0.79
技能	2,972	7,357	11,349	15,112	35,135	32,163	5.08
企業内転勤	1,488	5,901	8,657	11,977	14,014	12,526	8.05
特定活動	3,260	6,558	30,496	87,324	97,476	94,216	26.79
その他	121,541	156,667	205,028	209,964	218,433	96,892	1.73

資料）　法務省「在留外国人統計」

図表３－２　「ニューカマー」の日系ブラジル人と中国人に関する制度的背景

区　分	日系ブラジル人など	中　国　人　な　ど
在　留　資　格	身分または地位に基づく資格	活動に基づく在留資格
	「定住者」	「研修」（研修生） ［技能実習生制度］による「特定活動」 （技能実習生）
在　留　期　間	制限なし	「研修」は１年間、「技能実習」は２年間。合計最長３年間。
対　象　者	日系１世、２世、３世とその家族	18歳以上の外国人
就　労	就労可（制限なし）	「研修」：就労不可 「特定活動」（技能実習生）：就労可
入管法改正の経緯	1989年　入管法改正。 日系３世とその家族対象に在留資格「定住者」新設。	1981年　外国人研修生制度のための在留資格が「留学生」に認められる。 1989年　入管法改正。在留資格「研修」創設（期間1年）。 受入れ可能企業は従業員50人以上。 1990年　従業員50人以下の企業でも研修生受入れ可能 1993年　［技能実習制度］創設され、「研修」から「特定活動」（技能実習生、期間１年）へ移行可能になる。 1997年　技能実習期間が２年へ延長。

資料）山田・黒木［2006］、出入国管理関係法令研究会［2005］より作成。
出典）平岩恵理子・伊藤薫［2008］（『研究紀要』（星城大学）、№５、p.54）

は地位に基づく資格に分かれている。図表３－１の在留資格のうち、「永住者」（特別定住者、その配偶者等含む）、「定住者」、「日本人の配偶者等」が身分又は地位に基づく資格であり、「留学」から「その他」の資格が活動に基づく資格である。

身分または地位に基づく資格については活動に制限はなく、就労は自由であり、「定住者」はこれに該当する。活動に基づく在留資格には、大きく３つに分類され、①「教授」、「技術」、「企業内転勤」など在留資格が認められた範囲内で就労可能なもの、②「留学」や「研修」（研修生が該当する）など原則として就労は認められていないもの、③法務大臣が特別に与える許可によって就労可能な「特定活動」（「技能実習生」が該当する）、がある。活動に基づく在留資格の場合には、外国人は必ずこうした在留資格に該当していなければならず、技術を要しない未熟練労働目的の入国は該当する在留資格がないために上陸も在留も許可されない。

1990年以降に日系ブラジル人をはじめとする日系人と中国人が増加した背景には、入管法改正による在留資格の変更という大きな要因がある（図表３－２）。すなわち、日系ブラジル人の就労については1989年の入管法改正による「定住者」資格創設であり、中国人に多い技能実習生就労については1993年の技能実習制度創設である。

1990年の入管法は、知識・技術者の受入れ拡大とともに、未熟練労働者の締め出しが主な目的であった。すなわち「法律会計業務」、「研究」等の在留資格が設けられ、知識・技術者の在留資格を拡大する一方、就労資格のない外国人を雇った雇用主には罰則規定が設けられている。そしてこの入管法改正が日系ブラジル人急増という結果をもたらしたのは、日系3世とその家族に対して「定住者」という在留資格が与えられたことによる。以前より日系1世、2世に対しては入国資格が与えられていたが、法改正によって就労に制限のない「定住者」が在留資格として新設されたことは、日本の外国人労働者の様相を大きく変えることとなった。たとえ未熟練労働者であっても就労可能となったのである。第5節でブラジル人の増加について述べるが、こうして入国した日系ブラジル人を中心とする日系人たちが、輸送用機械を中心とする製造業を支えていると考えられる。

他方、中国人急増の契機となったのは1993年4月に創設された「技能実習生制度」である。それより以前は、既に1981年に在留資格「留学生」の中に外国人研修制度のための在留資格が設けられており、続いて1989年の入管法改正によって「研修」の在留資格が創設された。1993年には「技能実習生制度」創設によって、1年間の研修終了後、国が定めた技能検定試験合格を条件に技能実習生として就労することが可能となったのである。研修を受けた企業と雇用契約を結び、就労しながら技術を実践的に習得することが目的とされた。当初の実習期間は1年間であったが、1997年に2年間の実習が認められるようになり、研修期間と合わせ3年間の滞在が可能となった。

また受け入れ企業の条件と人数も緩和された。1989年入管法改正時には、研修生を受け入れることができる企業は従業員50人以上に限られ、日本人従業員20人当たり研修生1人の割当てであったものが、1990年には従業員50人以下の企業でも研修生3人まで受け入れることが可能になったことも、研修生増加の一因となった。技能検定試験を設けている業種は建設からプラスチック業界まで広がり、試験制度のない業種は試験制度を新設するなど、その技能実習が認められる業種数は増加しつつある。しかしその一方で、研修生や実習生が安価な労働力として利用されているとの批判もある。補論1で説明するが、外国人研修生、技能実習生をもっとも多く受け入れている岐阜県では、不適切な労務管理が行われている実態が報告されている（岐阜労働局［2006］、田口［2008ａ］［2008ｂ］）。

厚生労働省［2005］（p.1）の推計によれば、2003年に我が国で就労する外国人は、①専門的・技術的分野の労働者18万6千人（うち興行が約6万5千人）、②日系人、日本人の配偶者・実子等（「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格で在留する者）のうち、就労者は約23万1千人、③不法残留者約21万9千人、④資格外活動許可（「留学」、「就学」等の在留資格で在留する者がアルバイトをするために資格外活動許可を受けた件数）は、9万8千人、⑤「特定活動」（技能実習生、ワーキングホリデー等）は、約5万4千人にのぼる。2003年現在で総数は約78万8千人と推計されている。2008年現在では、この数値より大きいのは確実である。

図表３－３に岐阜県の在留資格別登録外国人数と全国シェアを示す。2006年末に全国シェアが大きい区分は、「特定活動」が7.8%、「研修」が6.9%、「定住者」が5.1%であった。

図表３－３　岐阜県の在留資格別登録外国人数と全国シェアの推移（1990年から2006年）

区　　分	1990年末	1995年末	2000年末	2005年末	2006年末
（１）実数					
総数	13,498	22,548	36,595	50,769	54,616
永住者（永住者＋特別永住者）	9,276	8,554	8,346	14,157	15,825
非永住者	4,222	13,994	28,249	36,612	38,791
定住者	620	4,513	10,675	13,057	13,670
日本人の配偶者等	1,599	5,528	7,620	6,588	6,727
留学	211	289	640	1,259	1,349
人文知識・国際業務	45	169	320	556	538
研修	353	1,080	2,590	3,588	4,863
興行	209	204	1,045	1,019	530
技術	18	50	79	193	264
就学	212	143	85	132	158
技能	13	76	128	211	279
企業内転勤	0	18	16	40	50
特定活動	19	335	3,258	7,399	7,615
その他	923	1,589	1,793	2,570	2,748
（２）全国に占める割合（%）					
総数	1.3	1.7	2.2	2.5	2.6
永住者（永住者＋特別永住者）	1.5	1.4	1.3	1.8	1.9
非永住者	0.9	1.9	2.7	3.0	3.1
定住者	1.1	3.0	4.5	4.9	5.1
日本人の配偶者等	1.2	2.3	2.7	2.5	2.6
留学	0.4	0.5	0.8	1.0	1.0
人文知識・国際業務	0.3	0.7	0.9	1.0	0.9
研修	2.7	6.1	7.2	6.6	6.9
興行	1.0	1.3	1.9	2.8	2.5
技術	0.5	0.5	0.5	0.7	0.8
就学	0.6	0.4	0.2	0.5	0.4
技能	0.4	1.0	1.1	1.4	0.8
企業内転勤	0.0	0.3	0.2	0.3	0.4
特定活動	0.6	5.1	10.7	8.5	7.8
その他	0.8	1.0	0.9	1.2	1.3

資料）法務省「在留外国人統計」

4．統計資料と問題点

外国人労働者について議論するためには、その基礎資料としての統計情報が重要である。そこで、本論に入る前に概説する。

外国人に関する日本の統計資料は、豊富に存在する訳ではない。全国的な統計資料は、①法務省「在留外国人統計」と②総務省「国勢調査」が、最も主要な基礎統計である。以上の他に、政府の実施する指定統計等の結果表章で、外国人の集計が所々にある。③厚生労働省「外国人雇用状況報告」は、外国人の雇用状況に関する包括的な調査結果である。

「在留外国人統計」は、1959年（昭和34年）に初めて外国人登記記録に基づいて作成されたもので、以後、５年ごとに発刊されたが1974年の第４回で中断した。1984年に「電算化が進んだ結果」（昭和62年版はしがき）再開され、以後、２年毎に刊行された。1996年（平成８年）より毎年発刊となり現在に至っている。内容は、国籍別在留資格別外国人登録者、国籍別年齢・男女別外国人登録者、都道府県別国籍別外国人登録者、都道府県別在留資格別外国人登録者、国籍別市・区別外国人登録者などである。この法務省作成の数値の他に、各都道府県及び市町村の作成・公表する外国人登録人口がある。しかし、自治体公表の数値は、しばしば「在留外国人統計」とは、調査時点（６月末、10月１日かなど）が相違し、また調査時点が年末と同じでも、数値が一致しないことがある。市町村の外国人登録の数値は、市町村により国・地域の表章項目や時系列データの存在などその充実度には大差がある。法務省統計と都道府県・市町村統計の数値の不一致の理由は、現時点では不明である。なお『集住外国人都市会議みのかも2007報告書』には、「規制改革要望書」が記録されており、例えば、「職権によるデータの削除が出来ない」（p.132）などが指摘されている。また集住外国人都市会議東京2006で採択された「よっかいち宣言」では、「Ｖ外国人政策全般の改革について」で「外国人登録の内容と居住実態のかいりが大きくなっている」ことが指摘されている。例えば、浜松市国際課実施の「浜松市における南米系外国人の生活・就労実態調査」（2006年）では、浜松市に居住する者を対象とし、有効回収数1,252のうち、浜松市に外国人登録をしている者は79.9％であった。また、複数の市町村に登録されているという問題点の指摘が複数の都市であった（平岩・伊藤［2008］における平岩の取材による）。

在留外国人統計の最新データは、2008年６月３日法務省入国管理局公表の2007年末の数値である（http://www.moj.go.jp/PRESS/080601-1.pdf で閲覧可能）。本研究では、この2007年末の詳細な統計資料が入手できないので、主として2006年末までの数値による。

国勢調査は、1920年（大正９年）以降、ほぼ５年ごとに実施されてきた日本の全人口を対象とする最も基本的な統計調査である。外国政府の大使館などの関係者や外国軍隊の軍人、軍属などを除き、日本に居住する外国人も国勢調査の対象となる。従来から調査項目に「国籍」があり、集計・公表されてきた。国名を表示してデータが分かる国・地域の区

分は、一般に提供される報告書ベースでは、1985年調査では「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」のみであり、「ブラジル」は不明であったが、1990年調査では『第8巻　特別集計結果　外国人に関する集計』が刊行されて、集計、公表される国・地域の数が151区分と一挙に増大し、分析が容易になった。集計項目は、男女別人口、年齢、世帯、労働状態、就業者の産業・職業などであり、多くの場合、都道府県データも提供されているために、外国人人口のみならず、外国人労働者の分析も可能である。しかし、市町村データの提供は、都道府県とほぼ同一のデータ表章がある政令指定都市を除いて、基礎的な数値が提供されるに止まっており、就業状態の分析は不可能である。なお、「研修生」は、国勢調査では「就業者」に分類される（2008年5月に統計局へ照会）。

第5節でみるように、外国人登録の数値と国勢調査の数値には、前者が後者の約3割程度大きい。その要因を検討した石川［2005ａ］は、「わが国全体の外国人の数に関しては,『国勢調査報告』が過少計上となっており、『在留外国人統計』の数値のほうが信頼できる」と評価しているが、外国人登録の数値には前述のように登録地で居住しない、あるいは二重登録の疑いがあり、なお検討を要する課題であると考える。非標本誤差（統計調査の集計結果が持つ標本誤差以外の一切の誤差）に関する検討は、統計学において依然として最も検討が不十分な分野の一つである（森田［1956］、伊藤［2005］参照）。本研究においても、残念ながら問題点の指摘に止まる。

外国人労働者の全国的な統計調査に、厚生労働省「外国人雇用状況報告」がある。この調査は1993年（平成5年）から、毎年、外国人を雇用している事業所から報告を求めて作成されている。2006年（平成18年）の調査では、調査対象事業所は①外国人労働者を雇用（「直接雇用」という）、又は②外国人労働者が労働者派遣、請負等により事業所内で就労している（「間接雇用」という）事業所である。従業員50人以上規模の事業所については全事業所、また従業員49人以下の事業所については任意に選定した一部の事業所が対象であった。すなわち悉皆調査ではなく、かつ、直接雇用と間接雇用が重複する可能性を含む。各都道府県の労働局より当該都道府県の調査結果が公表され、全国分が厚生労働省職業安定局より公表されてきた。また重要な留意事項であるが、技能実習生は調査対象であるが、研修生は調査対象となっていない。2007年10月より制度が改正され、2007年10月1日時点で雇い入れている外国人労働者（特別永住者を除く）については、全員について氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍を記載して、2008年10月1日までにハローワークへ届け出ることが必要になった。そこで、この全国の悉皆調査の結果公表が待たれる。

以上の全国的調査結果の他に、地方公共団体（都道府県、市町村）の独自の調査結果が存在する。例えば前述の浜松市調査（2006年）の報告書において、1992年調査、1996年調査、1999年調査、2003年調査の概要が報告されている。後述のように、地方公共団体以外の実施した、多様な統計調査、報告書が存在すると思われる。

外国人研修生・技能実習生については統計資料が少ないが、（財）国際研修協力機構

（ＪＩＴＣＯ）の『外国人研修・技能実習事業実施状況報告　ＪＩＴＣＯ白書』に統計資料が掲載されており、JITCO 支援関係の統計資料は詳しい。

静態統計（ストック）である国勢調査人口あるいは外国人登録人口と、動態統計（フロー）である人口移動数との関係については伊藤・平岩［2007］（p.135）で検討されている。

5．全国の外国人人口の推移（在留外国人統計）

在留外国人統計（数値は年末現在である）によれば、日本の外国人数総数は第二次世界大戦後概ね緩やかな増加基調にあったが、1980年代に増勢を強め、1990年代に爆発的に増加した（図表５－１－１）。すなわち、1948年に66万人であった外国人登録人口は、1970年に70万台になり、1982年に80万人を突破した後、90万台になったのが1988年、100万人を超えたのが1990年、更に150万人を超えたのが1998年であり、2005年には遂に200万人を突破した。2006年に208万人となり、最新情報によれば2007年は215万人に達したという。1990年以降は、正に激増というに相応しい。

国籍別にみると顕著な相違がある。すなわち、「韓国、朝鮮」は、1991年の69万人をピークに減少に向かった。逆に「ブラジル」は、1989年に１万人台に達して激増が始まり（図表５－１－２）、1990年に５万人台、1991年に11万人台と、1990年以降の増加が目覚しい。しかし、その増加数は縮小傾向にある（図表５－１－２）。同様に「中国」は、1971年に５万人となってピークを迎えた後、一時減少に向かっていたが、1973年をボトムに増加に転じ、1979年に再び５万人台となり、1983年に６万人台、1985年に７万人台、1986年に８万人台と増勢を強め、1988年に一挙に12万人台となった。1984年以降、増加数は5,000人を越えている（図表５－１－２）。その後、1993年に20万人台を超え、2000年に30万人台、2002年に40万人台を超え、2005年には50万人台を突破して、減少傾向にある「韓国、朝鮮」に肩を並べる勢いにあり、その増加数は現在もなお大きい（図表５－１－２）。なお、2007年の「韓国、朝鮮」は593,489人、「中国」は606,889人であり、2007年に「中国」が初めて最多の国になった。

以上の結果、1985年までは「韓国、朝鮮」が外国人総数の80％以上を占めていたが、2007年にはその割合は27.6％にまで低下し、「中国」が28.2％、「ブラジル」が14.7％を占めるに至っている。すなわち、現在、日本の外国人人口には２グループに大別される。それは第二次世界大戦後に居住を続けてきた在来外国人（オールドカマー）と1990年前後から急増した新来外国人（ニューカマー）である。第５節で述べるように日系ブラジル人はニューカマーであることが明確であるが、中国人はオールドカマーとニューカマーが混在しており、以下で述べるように、その地域分布には大きな相違がある。

都道府県別の「中国」と「ブラジル」の分布の変化を、外国人登録人口により1986年と

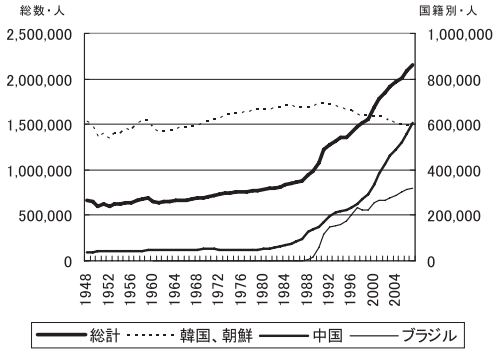

資料）法務省入国管理局「在留外国人統計」など

図表５－１－１　国籍別外国人登録者数
（1948年末～2007年末）

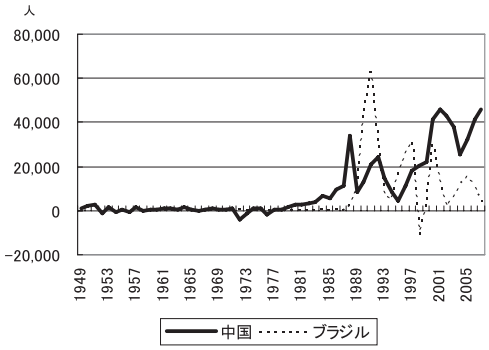

資料）法務省入国管理局「在留外国人統計」など

図表５－１－２　国籍別外国人
登録者数の増加数
（1949年末～2007年末）

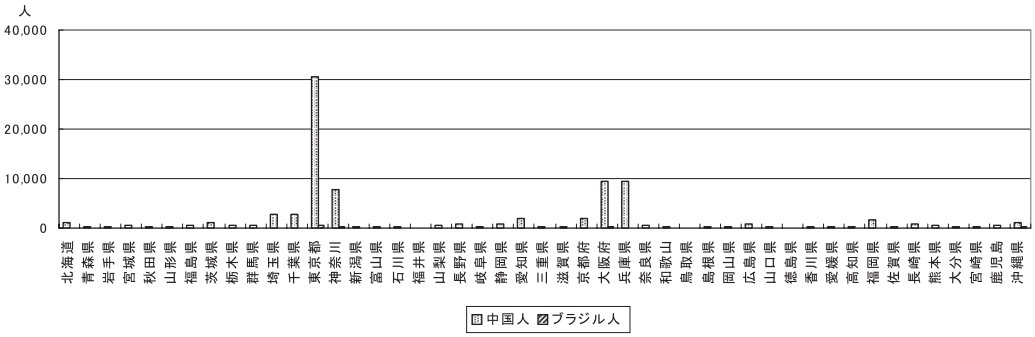

資料）法務省入国管理局「在留外国人統計」

図表５－２－１　都道府県別の中国人人口とブラジル人人口（実数、1986年）

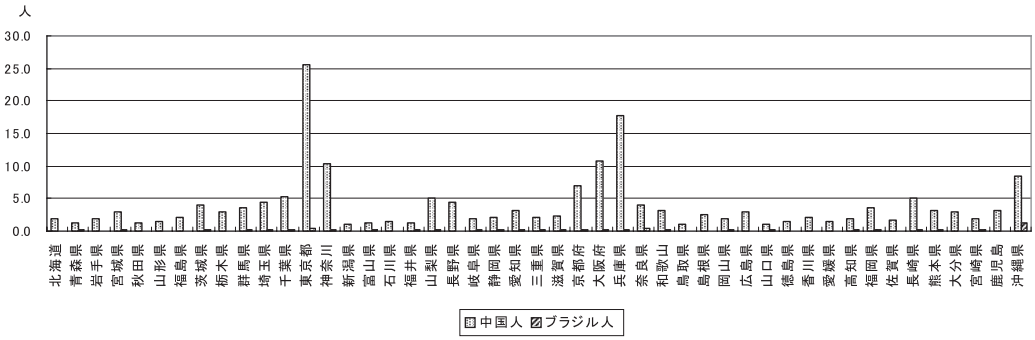

注）外国人登録人口を推計人口で割った数値である。「在留外国人統計」は年末現在、「推計人口」は10月１日現在。
資料）法務省入国管理局「在留外国人統計」、総務省統計局「推計人口」

図表５－２－２　都道府県別の中国人人口とブラジル人人口（人口１万人当たり、1986年）

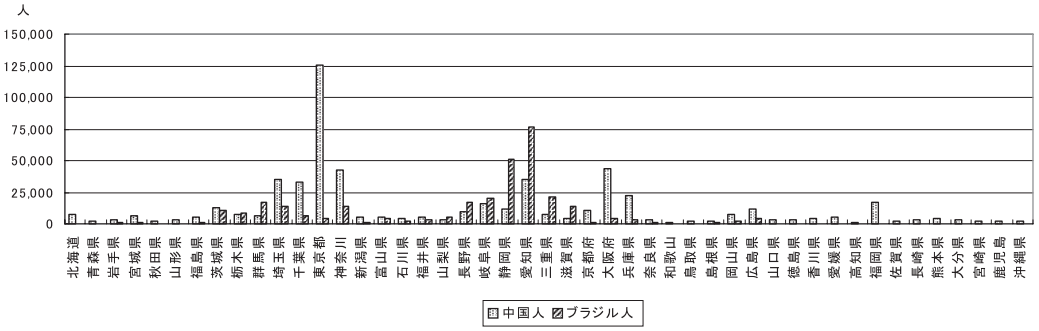

資料）法務省入国管理局「在留外国人統計」

図表５－３－１　都道府県別の中国人人口とブラジル人人口（実数、2006年）

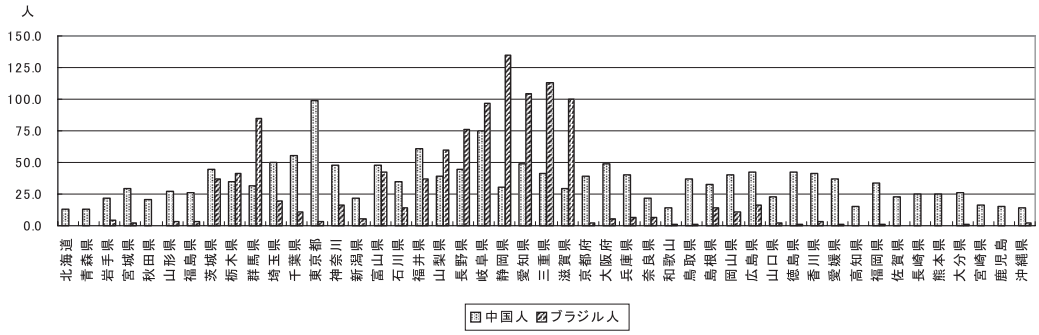

注）外国人登録人口を推計人口で割った数値である。「在留外国人統計」は年末現在、「推計人口」は10月１日現在。
資料）法務省入国管理局「在留外国人統計」、総務省統計局「推計人口」

図表５－３－２　都道府県別の中国人人口とブラジル人人口（人口１万人当たり、2006年）

2006年で比較する。まず1986年時点では、「ブラジル」の外国人登録人口は日本全国で2,135人であり、都道府県別では各県ともほぼゼロに近い。中国人は、東京都が30,459人、次いで兵庫県9,436人、大阪府9,435人であり、神奈川県が7,819人であった（図表５－２－１）。人口１万人当たりでみると、東京都、兵庫県、大阪府、神奈川県に次いで、沖縄県が多い。

2006年時点では、以上の様相が一変する（図表５－３－１）。「ブラジル」が最多の県は愛知県の76,297人であり、続いて静岡県が51,250人、三重県が21,206人、岐阜県が20,466人と東海４県で上位第４位までを占める。第５位は群馬県であるが、続いて滋賀県、神奈川県、埼玉県であり、「ブラジル」を受け入れている地域が工業地域であることは明確である。これに対して、「中国」の多い都道府県は、東京都が125,356人と圧倒的に多い。第２位は、大阪府の43,498人であり、次いで、神奈川県、愛知県、埼玉県、千葉県と続く。「中国」の地域分布は、オールドカマーが多い地域で2006年も多いこと、東京都で多いのは留学生の他、専門的・管理的職業の就業者が多いことなど、「ブラジル」とは違った地域的特徴がある。

人口１万人当たりでみると、2006年時点で、「ブラジル」は静岡県、三重県、愛知県、

滋賀県、岐阜県の順で高く、その他、関東内陸地域、北陸地域といずれも工業の強い地域で高い。一方、「中国」は東京都が突出して高く、岐阜県が２位、次いで福井県、千葉県、埼玉県と続くが、地方圏の県も高く、各都道府県に満遍なく居住していることがわかる（図表５－３－２）。

以上の特徴を再確認するために、東海４県における「中国」、「ブラジル」の1986年から2006年まで20年間の増加状況をみると（図表５－４）、1986年では両国とも居住者は少なく、2006年人口はこの20年間に増加した人口であることが明確である。すなわち、東海４県の2006年人口は両国ともほぼニューカマーで占められており、2006年人口の特徴は近年流入したニューカマーの特徴を示すといえる。

次節以降の分析の参考として、外国人登録人口と国勢調査人口の比較を図表５－５に示す。外国人登録人口が国勢調査人口より多い現象は1955年から2005年で継続しているが、両者の数値の乖離は、増大傾向にあり、2005年に「中国」では後者は前者の0.668倍、「ブラジル」でも0.709倍となっている。国勢調査における外国人の調査漏れが多数あると推

図表５－４　東海地域の中国・ブラジルの外国人登録人口の増加状況

（１）中国　　単位：人、倍

	全　国	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
1986年	84,397	382	776	2,079	379
1990年	150,339	693	1,436	5,489	639
1995年	222,991	2,463	3,323	10,389	1,289
2000年	335,575	6,915	5,647	15,831	2,369
2005年	519,561	14,112	10,532	30,532	6,414
2006年	560,741	15,810	11,402	35,522	7,834
全国シェア（%）	100.0	2.8	2.0	6.3	1.4
1986－2006					
増 加 数	476,344	15,428	10,626	33,443	7,455
増加倍率	6.6	41.4	14.7	17.1	20.7

（２）ブラジル　　単位：人、倍

	全　国	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
1986年	2,135	37	48	73	25
1990年	56,429	1,643	8,964	10,764	1,559
1995年	176,440	8,073	25,012	29,787	7,086
2000年	254,394	14,809	35,959	47,561	15,358
2005年	302,080	19,152	48,586	71,004	20,133
2006年	312,979	20,466	51,250	76,297	21,206
全国シェア（%）	100.0	6.5	16.4	24.4	6.8
1986－2006					
増 加 数	310,844	20,429	51,202	76,224	21,181
増加倍率	146.6	553.1	1,067.7	1,045.2	848.2

資料）法務省入国管理局「在留外国人統計」

図表５－５　外国人登録と国勢調査の外国人人口の差異

単位：人

年次	（１）総　数 外国人登録A	国勢調査B	差異 C=A-B	倍率 D=B/A	年次	（２）韓国、朝鮮 外国人登録A	国勢調査B	差異 C=A-B	倍率 D=B/A
1955	641,482	597,438	44,044	0.931	1955	577,682	539,635	38,047	0.934
1960	650,566	577,205	73,361	0.887	1960	581,257	516,211	65,046	0.888
1965	665,989	594,038	71,951	0.892	1965	583,537	515,349	68,188	0.883
1970	708,458	600,613	107,845	0.848	1970	614,202	519,854	94,348	0.846
1975	751,842	641,931	109,911	0.854	1975	647,156	558,833	88,323	0.864
1980	782,910	668,675	114,235	0.854	1980	664,536	557,672	106,864	0.839
1985	850,612	720,093	130,519	0.847	1985	683,313	571,234	112,079	0.836
1990	1,075,317	886,397	188,920	0.824	1990	687,940	567,598	120,342	0.825
1995	1,362,371	1,140,326	222,045	0.837	1995	666,376	560,414	105,962	0.841
2000	1,686,444	1,310,545	375,899	0.777	2000	635,269	529,408	105,861	0.833
2005	2,011,555	1,555,505	456,050	0.773	2005	598,687	466,637	132,050	0.779

年次	（３）中　国 外国人登録A	国勢調査B	差異 C=A-B	倍率 D=B/A	年次	（４）ブラジル 外国人登録A	国勢調査B	差異 C=A-B	倍率 D=B/A
1955	43,865	40,500	3,365	0.923	1955	-	-	-	-
1960	45,535	40,084	5,451	0.880	1960	240	-	-	-
1965	49,418	42,654	6,764	0.863	1965	366	-	-	-
1970	51,481	43,629	7,852	0.847	1970	891	-	-	-
1975	48,728	39,521	9,207	0.811	1975	1,418	-	-	-
1980	52,896	43,748	9,148	0.827	1980	1,492	-	-	-
1985	74,924	60,549	14,375	0.808	1985	1,955	-	-	-
1990	150,339	109,229	41,110	0.727	1990	56,429	42,273	14,156	0.749
1995	222,991	175,640	47,351	0.788	1995	176,440	133,609	42,831	0.757
2000	335,575	253,096	82,479	0.754	2000	254,394	188,355	66,039	0.740
2005	519,561	346,877	172,684	0.668	2005	302,080	214,049	88,031	0.709

注）「在留外国人統計」は各年年末現在、「国勢調査」は各年10月１日現在。1955年から1970年までは、沖縄県を含まず。
資料）法務省入国管理局「在留外国人統計」、総務省統計局「国勢調査」

測される。

6．岐阜県における外国人の特徴分析

6．1　男女・年齢別の特徴（2006年在留外国人統計）

人口分析の基礎である男女別・年齢別の特徴を主として2006年在留外国人統計により把握する。

男女別人口は、「中国」と「ブラジル」で対照的な結果となった。すなわち、「中国」は男より女が多く、「ブラジル」は女より男が多い。性比（女100人につき男）を比較すると、中国人は45.8であるのに対し、「ブラジル」は121.0と倍以上の差異がある（図表６－１）。岐阜県では、繊維工業の女子労働力が日本人から外国人へ代替しており、その結果、女の人口が多く、性比が顕著に低くなっていると考えられる。

次に年齢別人口構成を観察する。特徴の第一は、男女計で、「中国」、「ブラジル」共に、20代、30代の人口割合が著しく高いことである（図表６－３、図表６－４）。両国共に高賃金を求めて、身軽な若年層が日本に流入してきている姿が推測される（労働力状態については、第６．３節で考察する）。これは、「中国」で一層著しく、20代で56.3％と過半数を占め、20－34歳では78.2％もの高い割合となっている。逆に65歳以上は両国ともわずかな割合しかないが、「韓国、朝鮮」では男女計で23.0％を占めており、オールドカマーは日本人と同様に高齢化が進行していることがわかる。

図表６－１　岐阜県の男女別外国人登録者数（2006年末）

男女別	総数	韓国・朝鮮	中国	ブラジル
総数	54,616	6,169	15,810	20,466
男	24,262	3,002	4,968	11,205
女	30,354	3,167	10,842	9,261
性比	79.9	94.8	45.8	121.0

注）性比は、女100人につき男。
資料）『在留外国人統計』

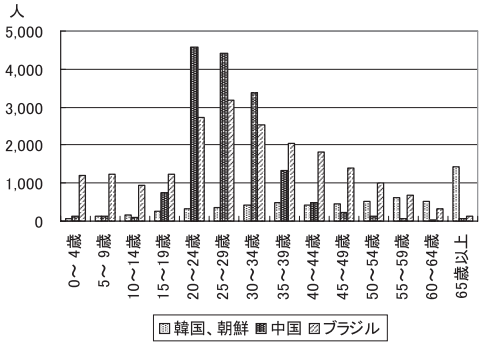

資料）『平成19年版在留外国人統計』

図表６－２　岐阜県の年齢別外国人登録者数（2006年末、男女計）

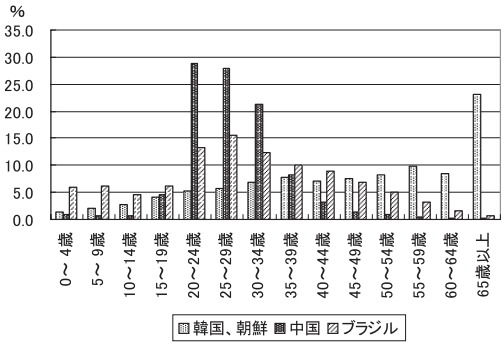

資料）『平成19年版在留外国人統計』

図表６－３　岐阜県の年齢別外国人登録者数の割合（2006年末、男女計）

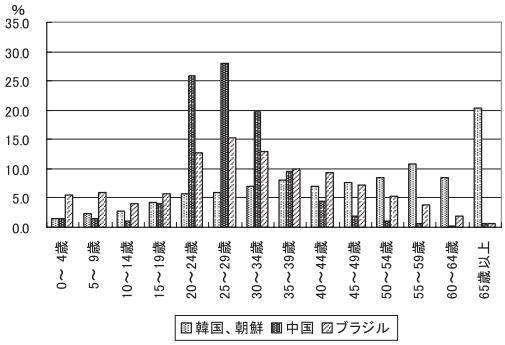

資料）『平成19年版在留外国人統計』

図表６－４　岐阜県の年齢別外国人登録者数の割合（2006年末、男）

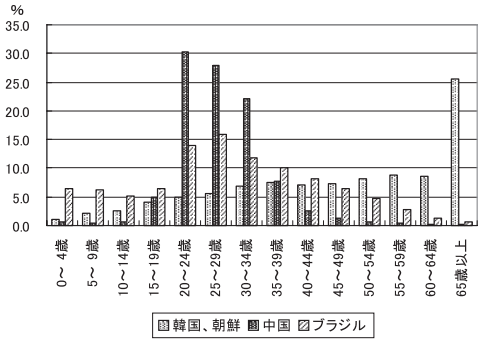

資料）『平成19年版在留外国人統計』

図表６－５　岐阜県の年齢別外国人登録者数の割合（2006年末、女）

第二の特徴は、「ブラジル」において子供の構成比が高いことである。男女計の０－14歳の割合は、「中国」の2.3％に対して「ブラジル」は16.6％に達しており、「ブラジル」は子供の教育が、家族の、ブラジル人社会の、更に地域社会の大きな課題となっていると推測される。これについては、補論２を参照されたい。

６．２　世帯の状況（2005年国勢調査）

世帯の状況を2005年国勢調査で把握する。図表６－６は、世帯主が外国人である一般世帯の世帯数と外国人世帯人員の構成比を示している。一般世帯には、工場などの寮・寄宿舎に居住する単身者が単独世帯と分類されていることに留意しよう（参考：学校の寮・寄宿舎の単身者は一般世帯に分類されず、棟ごとに１世帯とされる）。

「中国」については単独世帯の割合が高く、岐阜県では93.6％にも達する。外国人人員でも84.7％に達する。

「ブラジル」については核家族世帯の構成比が高く49.9％、外国人人員で65.4％を占める。

以上のように、「中国」と「ブラジル」の世帯の状況は極めて対照的であり、「中国」は単身者の一人住まいあるいは寮・寄宿舎の居住者が多いのに対して、「ブラジル」は家族単位の居住者が多いという特徴が明らかになった。

６．３　労働力状態（2005年国勢調査、15歳以上）

国勢調査では、15歳以上人口について労働力状態が調査されている。労働力状態の調査項目は、就業しているか、失業しているか（調査票上では「仕事を探しているか」）、あるいは家事、通学、その他（例：高齢者）に区分されている。なお、全国全人口の完全失業率（国勢調査）は、6.0％であった。また国勢調査では、「技能実習生」は勿論、「研修生」も就業者に分類される（2008年５月に統計局へ照会）。その理由は、「“生活の実費として”研修手当が支払われている」ためであり、「研修手当」が「賃金や給料」に該当すると考

図表６－６　岐阜県における外国人の一般世帯の状況（2005年国勢調査）

世帯主の国籍	（１）一般世帯数						（２）外国人人員					
	総数 A 1	核家族世帯 A 2	うち夫婦のみの世帯 A 2 1	その他の親族世帯 A 3	非親族世帯 A 4	単独世帯 A 5	総数 B 1	核家族世帯 B 2	うち夫婦のみの世帯 B 2 1	その他の親族世帯 B 3	非親族世帯 B 4	単独世帯 B 5
A. 実数(世帯)												
（１）全国												
総数	1,003,150	460,932	155,035	87,082	14,291	440,845	1,520,038	879,645	219,736	177,412	22,136	440,845
韓国，朝鮮	195,109	110,507	26,212	14,574	2,071	67,957	400,345	280,840	45,237	48,582	2,966	67,957
中国	181,613	45,834	16,076	5,298	2,287	128,194	263,862	115,074	30,583	15,780	4,814	128,194
ブラジル	98,133	47,487	16,705	8,119	1,593	40,934	204,588	133,342	33,100	27,151	3,161	40,934
（２）岐阜県												
総数	23,252	8,037	2,893	2,047	184	12,984	36,376	17,992	4,894	5,096	304	12,984
韓国，朝鮮	2,112	1,282	334	227	21	582	4,559	3,154	563	801	22	582
中国	7,967	441	171	57	12	7,457	8,809	1,126	337	203	23	7,457
ブラジル	6,241	3,114	1,189	612	80	2,435	13,431	8,784	2,368	2,052	160	2,435
B. 構成比(%)												
（１）全国												
総数	100.0	45.9	15.5	8.7	1.4	43.9	100.0	57.9	14.5	11.7	1.5	29.0
韓国，朝鮮	100.0	56.6	13.4	7.5	1.1	34.8	100.0	70.1	11.3	12.1	0.7	17.0
中国	100.0	25.2	8.9	2.9	1.3	70.6	100.0	43.6	11.6	6.0	1.8	48.6
ブラジル	100.0	48.4	17.0	8.3	1.6	41.7	100.0	65.2	16.2	13.3	1.5	20.0
（２）岐阜県												
総数	100.0	34.6	12.4	8.8	0.8	55.8	100.0	49.5	13.5	14.0	0.8	35.7
韓国，朝鮮	100.0	60.7	15.8	10.7	1.0	27.6	100.0	69.2	12.3	17.6	0.5	12.8
中国	100.0	5.5	2.1	0.7	0.2	93.6	100.0	12.8	3.8	2.3	0.3	84.7
ブラジル	100.0	49.9	19.1	9.8	1.3	39.0	100.0	65.4	17.6	15.3	1.2	18.1

注）世帯員は、外国人以外に日本人も含むが、（２）は外国人のみの数値を示す。「中国」「ブラジル」は、日本人世帯員は少ない。
資料）2005年国勢調査

えられている。

岐阜県の調査結果をみると、「中国」と「ブラジル」では対照的な結果となっている（図表６－７）。

「ブラジル」（男6,403人、女4,986人、男女計11,389人）は、男の労働力人口割合が94.2％とほぼ全員の就業に近く、非常に高いが、女は家事の割合が18.1％あって労働力人口割合は77.9％であることである。完全失業率は男女計で4.8％と全国値とほぼ同じであった。この数値は、「韓国、朝鮮」の10.4％より相当低い。

「中国」（男2,809人、女6,931人、男女計9,740人）は、女の労働力人口割合が86.8％と男の80.2％より高い。男は通学の割合が17.1％あり、留学生が中心と思われる。男女計の完全失業率は1.8％と低いが、特に女は1.2％と極めて低かった。これは女に「実習生」、「技能研修生」が多く、既に就業先が決まって来日する者が多いためと思われる。

図表６－７　岐阜県における中国人とブラジル人の労働力状態（15歳以上、2005年国勢調査）

国籍別 男女別	総数	労働力人口							非労働力人口				完全失業率（%）
		総数	就業者					完全失業者					
			総数	主に仕事	家事のほか仕事	通学のかたわら仕事	休業者		総数	家事	通学	その他	
	A	B 1	B 2	B 2 1	B 2 2	B 2 3	B 2 4	B 3	C 1	C 2	C 3	C 4	D=B3/B1
A．実数													
（1）全国													
韓国，朝鮮　男女計	422,441	251,417	222,844	179,836	32,465	5,166	5,377	28,573	159,649	76,039	34,096	49,514	11.4
男	190,488	141,840	124,542	117,090	1,635	2,595	3,222	17,298	42,600	2,037	16,898	23,665	12.2
女	231,953	109,577	98,302	62,746	30,830	2,571	2,155	11,275	117,049	74,002	17,198	25,849	10.3
中国　男女計	322,833	195,282	182,488	149,382	15,070	15,278	2,758	12,794	113,185	52,022	49,766	11,397	6.6
男	126,310	85,808	79,360	69,675	787	7,881	1,017	6,448	32,135	1,340	24,111	6,684	7.5
女	196,523	109,474	103,128	79,707	14,283	7,397	1,741	6,346	81,050	50,682	25,655	4,713	5.8
ブラジル　男女計	178,460	146,791	139,819	130,722	7,304	491	1,302	6,972	23,117	16,791	3,689	2,637	4.7
男	99,210	89,193	85,163	83,225	1,031	264	643	4,030	3,818	345	2,004	1,469	4.5
女	79,250	57,598	54,656	47,497	6,273	227	659	2,942	19,299	16,446	1,685	1,168	5.1
（2）岐阜県													
韓国，朝鮮　男女計	4,814	3,105	2,783	2,270	425	39	49	322	1,683	699	245	739	10.4
男	2,306	1,785	1,576	1,501	24	18	33	209	500	29	127	344	11.7
女	2,508	1,320	1,207	769	401	21	16	113	1,183	670	118	395	8.6
中国　男女計	9,740	8,273	8,127	7,709	164	211	43	146	1,423	504	826	93	1.8
男	2,809	2,254	2,179	2,074	4	96	5	75	538	9	481	48	3.3
女	6,931	6,019	5,948	5,635	160	115	38	71	885	495	345	45	1.2
ブラジル　男女計	11,389	9,920	9,441	8,860	486	24	71	479	1,218	931	186	101	4.8
男	6,403	6,034	5,742	5,625	67	13	37	292	188	27	109	52	4.8
女	4,986	3,886	3,699	3,235	419	11	34	187	1,030	904	77	49	4.8
B．構成比（%）													
（1）全国													
韓国，朝鮮　男女計	100.0	59.5	52.8	42.6	7.7	1.2	1.3	6.8	37.8	18.0	8.1	11.7	
男	100.0	74.5	65.4	61.5	0.9	1.4	1.7	9.1	22.4	1.1	8.9	12.4	
女	100.0	47.2	42.4	27.1	13.3	1.1	0.9	4.9	50.5	31.9	7.4	11.1	
中国　男女計	100.0	60.5	56.5	46.3	4.7	4.7	0.9	4.0	35.1	16.1	15.4	3.5	
男	100.0	67.9	62.8	55.2	0.6	6.2	0.8	5.1	25.4	1.1	19.1	5.3	
女	100.0	55.7	52.5	40.6	7.3	3.8	0.9	3.2	41.2	25.8	13.1	2.4	
ブラジル　男女計	100.0	82.3	78.3	73.3	4.1	0.3	0.7	3.9	13.0	9.4	2.1	1.5	
男	100.0	89.9	85.8	83.9	1.0	0.3	0.6	4.1	3.8	0.3	2.0	1.5	
女	100.0	72.7	69.0	59.9	7.9	0.3	0.8	3.7	24.4	20.8	2.1	1.5	
（2）岐阜県													
韓国，朝鮮　男女計	100.0	64.5	57.8	47.2	8.8	0.8	1.0	6.7	35.0	14.5	5.1	15.4	
男	100.0	77.4	68.3	65.1	1.0	0.8	1.4	9.1	21.7	1.3	5.5	14.9	
女	100.0	52.6	48.1	30.7	16.0	0.8	0.6	4.5	47.2	26.7	4.7	15.7	
中国　男女計	100.0	84.9	83.4	79.1	1.7	2.2	0.4	1.5	14.6	5.2	8.5	1.0	
男	100.0	80.2	77.6	73.8	0.1	3.4	0.2	2.7	19.2	0.3	17.1	1.7	
女	100.0	86.8	85.8	81.3	2.3	1.7	0.5	1.0	12.8	7.1	5.0	0.6	
ブラジル　男女計	100.0	87.1	82.9	77.8	4.3	0.2	0.6	4.2	10.7	8.2	1.6	0.9	
男	100.0	94.2	89.7	87.8	1.0	0.2	0.6	4.6	2.9	0.4	1.7	0.8	
女	100.0	77.9	74.2	64.9	8.4	0.2	0.7	3.8	20.7	18.1	1.5	1.0	

注）Ａの総数には、労働力状態不詳を含むために、Ｂ１の労働力人口とＣ１の非労働力人口の計は100%にならない。
資料）2005年国勢調査

6．4　就業者の産業と職業（2005年国勢調査）

本節では、2005年国勢調査における就業者の産業と職業を分析する。就業者数の総数は、「中国」が8,127人、「ブラジル」が9,441人である。

産業分類による就業者の分析は労働者の分析で最も基礎的な作業の一つであるが、外国人の分析においては重要な留意点がある。それは派遣労働者の産業分類格付けである。国勢調査においては、派遣労働者は原則として「Ｑサービス業　219　労働者派遣業」に格付けされる（但し、仕事の中身が①港湾運送業務、②建設業務、③警備業務、④病院等における医療関連業務（紹介予定派遣以外の場合）についてはそれぞれで格付けすることとされている。また統計調査によって、派遣労働者の取り扱いは相違するので、分析において十分な注意が必要である）。そこで、サービス業に計上されていても実際の勤務事業所はサービス業とは限らないことに注意しなければならない。実際に、2005年国勢調査において、岐阜県の「中国」と「ブラジル」について産業大分類別就業者数構成比をみると（図表６－８）、「中国」はＦ製造業が多く、「ブラジル」はＱサービス業が多い結果となっている。後述するように、職業分類では両国ともＩ生産工程・労務作業者が圧倒的な構成比である。産業分類でこの相違を生ずる主な要因は、日系ブラジル人が定住者として就業形態を正職員、派遣職員、パート・アルバイトのいずれも自由に選択できるために、工場勤務の派遣労働者（産業分類はＱサービス業、職業分類はＩ生産工程・労務作業者）として働いている者が多数いることである。以上の結果、「中国」と「ブラジル」の就業者の産業・職業の分析は、十分注意して行うことが必要となる。

そこで、まず職業大分類の数値をみてみよう（図表６－９）。

まず「ブラジル」であるが、Ｉ生産工程・労務作業者の割合が男で92.5％、女で90.5％と圧倒的な構成比となっている。図表６－８に示されたＱサービス業の就業者を含めて、

図表６－８　岐阜県における外国人の産業大分類別就業者数（2005年）

産業大分類	総数	韓国，朝鮮	中国	ブラジル
Ａ．実数				
総数	25,020	2,783	8,127	9,441
Ｆ　製造業	11,549	383	6,245	3,100
Ｑ　サービス業（他に分類されないもの）	8,432	569	715	5,722
Ｂ．構成比（％）				
総数	100.0	100.0	100.0	100.0
Ｆ　製造業	46.2	13.8	76.8	32.8
Ｑ　サービス業（他に分類されないもの）	33.7	20.4	8.8	60.6

資料）国勢調査

ほとんどの就業者が工場で働いていることは明らかである。

一方、「中国」も同様にＩ生産工程・労務作業者に、男で79.3％、女で91.4％が就業していた。男は、Ｅサービス職業従事者が5.1％とやや多い。

以上を考慮して、産業大分類別に観察しよう（図表６－10）。

図表６－９　全国と岐阜県におけるの外国人の職業大分類別就業者数構成比（2005年国勢調査）

職業大分類	A. 実数						B. 構成比（%）					
	（1）全国			（2）岐阜県			（1）全国			（2）岐阜県		
	韓国，朝鮮	中国	ブラジル	韓国，朝鮮	中国	ブラジル	韓国，朝鮮	中国	ブラジル	韓国，朝鮮	中国	ブラジル
総数	222,844	182,488	139,819	2,783	8,127	9,441	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A 専門的・技術的職業従事者	22,419	19,774	2,743	192	153	128	10.1	10.8	2.0	6.9	1.9	1.4
B 管理的職業従事者	10,949	2,051	250	165	9	16	4.9	1.1	0.2	5.9	0.1	0.2
C 事務従事者	31,792	12,600	2,449	376	109	130	14.3	6.9	1.8	13.5	1.3	1.4
D 販売従事者	38,849	12,319	1,797	415	89	91	17.4	6.8	1.3	14.9	1.1	1.0
E サービス職業従事者	38,646	23,866	2,901	555	264	78	17.3	13.1	2.1	19.9	3.2	0.8
F 保安職業従事者	811	157	90	12	2	22	0.4	0.1	0.1	0.4	0.0	0.2
G 農林漁業作業者	884	5,744	432	16	107	53	0.4	3.1	0.3	0.6	1.3	0.6
H 運輸・通信従事者	8,910	869	1,456	140	4	83	4.0	0.5	1.0	5.0	0.0	0.9
I 生産工程・労務作業者	60,402	96,643	122,841	872	7,165	8,658	27.1	53.0	87.9	31.3	88.2	91.7
J 分類不能の職業	9,182	8,465	4,860	40	225	182	4.1	4.6	3.5	1.4	2.8	1.9
男	124,542	79,360	85,163	1,576	2,179	5,742	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A 専門的・技術的職業従事者	13,022	12,528	1,359	110	82	54	10.5	15.8	1.6	7.0	3.8	0.9
B 管理的職業従事者	8,830	1,449	196	130	6	13	7.1	1.8	0.2	8.2	0.3	0.2
C 事務従事者	8,762	4,280	1,067	94	45	55	7.0	5.4	1.3	6.0	2.1	1.0
D 販売従事者	22,285	6,174	1,063	240	47	52	17.9	7.8	1.2	15.2	2.2	0.9
E サービス職業従事者	14,262	11,091	770	221	127	23	11.5	14.0	0.9	14.0	5.8	0.4
F 保安職業従事者	729	125	78	11	2	14	0.6	0.2	0.1	0.7	0.1	0.2
G 農林漁業作業者	472	2,602	259	12	29	30	0.4	3.3	0.3	0.8	1.3	0.5
H 運輸・通信従事者	8,577	792	1,313	136	3	69	6.9	1.0	1.5	8.6	0.1	1.2
I 生産工程・労務作業者	42,525	36,221	76,106	598	1,727	5,312	34.1	45.6	89.4	37.9	79.3	92.5
J 分類不能の職業	5,078	4,098	2,952	24	111	120	4.1	5.2	3.5	1.5	5.1	2.1
女	98,302	103,128	54,656	1,207	5,948	3,699	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A 専門的・技術的職業従事者	9,397	7,246	1,384	82	71	74	9.6	7.0	2.5	6.8	1.2	2.0
B 管理的職業従事者	2,119	602	54	35	3	3	2.2	0.6	0.1	2.9	0.1	0.1
C 事務従事者	23,030	8,320	1,382	282	64	75	23.4	8.1	2.5	23.4	1.1	2.0
D 販売従事者	16,564	6,145	734	175	42	39	16.9	6.0	1.3	14.5	0.7	1.1
E サービス職業従事者	24,384	12,775	2,131	334	137	55	24.8	12.4	3.9	27.7	2.3	1.5
F 保安職業従事者	82	32	12	1	0	8	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2
G 農林漁業作業者	412	3,142	173	4	78	23	0.4	3.0	0.3	0.3	1.3	0.6
H 運輸・通信従事者	333	77	143	4	1	14	0.3	0.1	0.3	0.3	0.0	0.4
I 生産工程・労務作業者	17,877	60,422	46,735	274	5,438	3,346	18.2	58.6	85.5	22.7	91.4	90.5
J 分類不能の職業	4,104	4,367	1,908	16	114	62	4.2	4.2	3.5	1.3	1.9	1.7

資料）2005年国勢調査

図表６－10　全国と岐阜県におけるの外国人の産業大分類別就業者数構成比（2005年国勢調査）

産業大分類	A．実数						B．構成比（%）					
	（1）全国			（2）岐阜県			（1）全国			（2）岐阜県		
	韓国，朝鮮	中国	ブラジル	韓国，朝鮮	中国	ブラジル	韓国，朝鮮	中国	ブラジル	韓国，朝鮮	中国	ブラジル
総数	222,844	182,488	139,819	2,783	8,127	9,441	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A 農業	769	5,571	450	13	107	55	0.3	3.1	0.3	0.5	1.3	0.6
B 林業	42	6	10	2	0	1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
C 漁業	48	273	8	0	0	0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
D 鉱業	133	37	17	11	1	0	0.1	0.0	0.0	0.4	0.0	0.0
E 建設業	25,182	6,721	2,740	396	214	90	11.3	3.7	2.0	14.2	2.6	1.0
F 製造業	30,749	82,378	89,339	383	6,245	3,100	13.8	45.1	63.9	13.8	76.8	32.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	90	22	1	1	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
H 情報通信業	5,599	7,376	337	23	11	2	2.5	4.0	0.2	0.8	0.1	0.0
I 運輸業	11,325	2,890	1,890	153	14	27	5.1	1.6	1.4	5.5	0.2	0.3
J 卸売・小売業	36,183	19,412	3,423	464	274	149	16.2	10.6	2.4	16.7	3.4	1.6
K 金融・保険業	5,552	1,039	181	59	3	5	2.5	0.6	0.1	2.1	0.0	0.1
L 不動産業	6,413	988	31	44	1	0	2.9	0.5	0.0	1.6	0.0	0.0
M 飲食店，宿泊業	34,155	24,241	1,256	440	261	38	15.3	13.3	0.9	15.8	3.2	0.4
N 医療，福祉	12,116	3,052	871	133	20	18	5.4	1.7	0.6	4.8	0.2	0.2
O 教育，学習支援業	6,225	4,738	978	43	30	54	2.8	2.6	0.7	1.5	0.4	0.6
P 複合サービス事業	279	243	41	3	0	0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0
Q サービス業（他に分類されないもの）	38,086	14,616	33,263	569	715	5,722	17.1	8.0	23.8	20.4	8.8	60.6
R 公務（他に分類されないもの）	290	188	141	2	6	13	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
S 分類不能の産業	9,608	8,697	4,842	44	225	167	4.3	4.8	3.5	1.6	2.8	1.8
男	124,542	79,360	85,163	1,576	2,179	5,742	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A 農業	348	2,476	247	8	18	30	0.3	3.1	0.3	0.5	0.8	0.5
B 林業	38	5	10	2	0	1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
C 漁業	26	94	2	0	0	0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
D 鉱業	109	33	15	9	1	0	0.1	0.0	0.0	0.6	0.0	0.0
E 建設業	21,513	5,923	2,457	341	207	78	17.3	7.5	2.9	21.6	9.5	1.4
F 製造業	19,076	27,733	54,939	223	1,370	1,956	15.3	34.9	64.5	14.1	62.9	34.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	63	18	1	1	0	0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
H 情報通信業	3,851	5,504	213	9	5	0	3.1	6.9	0.3	0.6	0.2	0.0
I 運輸業	9,520	1,827	1,372	124	3	21	7.6	2.3	1.6	7.9	0.1	0.4
J 卸売・小売業	16,668	8,755	1,758	219	123	72	13.4	11.0	2.1	13.9	5.6	1.3
K 金融・保険業	2,708	449	99	37	1	4	2.2	0.6	0.1	2.3	0.0	0.1
L 不動産業	4,428	512	17	23	0	0	3.6	0.6	0.0	1.5	0.0	0.0
M 飲食店，宿泊業	12,652	11,353	447	173	120	17	10.2	14.3	0.5	11.0	5.5	0.3
N 医療，福祉	3,611	1,284	112	43	9	2	2.9	1.6	0.1	2.7	0.4	0.0
O 教育，学習支援業	2,871	2,308	305	13	18	18	2.3	2.9	0.4	0.8	0.8	0.3
P 複合サービス事業	154	109	33	0	0	0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
Q サービス業（他に分類されないもの）	21,552	6,723	20,171	324	190	3,433	17.3	8.5	23.7	20.6	8.7	59.8
R 公務（他に分類されないもの）	80	57	19	1	3	4	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
S 分類不能の産業	5,274	4,197	2,946	26	111	106	4.2	5.3	3.5	1.6	5.1	1.8
女	98,302	103,128	54,656	1,207	5,948	3,699	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A 農業	421	3,095	203	5	89	25	0.4	3.0	0.4	0.4	1.5	0.7
B 林業	4	1	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
C 漁業	22	179	6	0	0	0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
D 鉱業	24	4	2	2	0	0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0
E 建設業	3,669	798	283	55	7	12	3.7	0.8	0.5	4.6	0.1	0.3
F 製造業	11,673	54,645	34,400	160	4,875	1,144	11.9	53.0	62.9	13.3	82.0	30.9
G 電気・ガス・熱供給・水道業	27	4	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
H 情報通信業	1,748	1,872	124	14	6	2	1.8	1.8	0.2	1.2	0.1	0.1
I 運輸業	1,805	1,063	518	29	11	6	1.8	1.0	0.9	2.4	0.2	0.2
J 卸売・小売業	19,515	10,657	1,665	245	151	77	19.9	10.3	3.0	20.3	2.5	2.1
K 金融・保険業	2,844	590	82	22	2	1	2.9	0.6	0.2	1.8	0.0	0.0
L 不動産業	1,985	476	14	21	1	0	2.0	0.5	0.0	1.7	0.0	0.0
M 飲食店，宿泊業	21,503	12,888	809	267	141	21	21.9	12.5	1.5	22.1	2.4	0.6
N 医療，福祉	8,505	1,768	759	90	11	16	8.7	1.7	1.4	7.5	0.2	0.4
O 教育，学習支援業	3,354	2,430	673	30	12	36	3.4	2.4	1.2	2.5	0.2	1.0
P 複合サービス事業	125	134	8	3	0	0	0.1	0.1	0.0	0.2	0.0	0.0
Q サービス業（他に分類されないもの）	16,534	7,893	13,092	245	525	2,289	16.8	7.7	24.0	20.3	8.8	61.9
R 公務（他に分類されないもの）	210	131	122	1	3	9	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.2
S 分類不能の産業	4,334	4,500	1,896	18	114	61	4.4	4.4	3.5	1.5	1.9	1.6

資料）2005年国勢調査

図表６－11　人口統計による中国人と日系ブラジル人の比較（岐阜県、2005年）

項　　目	中　国　人	日系ブラジル人
性　　比	女が多い（68.6%）。	男が多い（54.7%）。
年齢構成	20－34歳が多い（78.2%）。	20代、30代が多いが、０－14歳も多い（16.6%）。
世　　帯	単独世帯が多い（93.6%）。	核家族世帯の割合が多い（49.9%）。
労働力状態	男の労働力人口割合は80.2%。通学が17.1%ある。	男は労働力人口割合が94.2%と圧倒的に高い。
	女は86.8%で男より高い。	女は77.9%で、家事の割合が18.1%ある。
失　業　率	男が3.3%、女が1.2%と低い。	男、女共に4.8%。
就業者の職業	生産工程・労務作業者が91.4%と極めて高い。	生産工程・労務作業者が90.5%と極めて高い。
就業者の産業	製造業が男女計で76.8%であるが、男は62.9%、女が82.0%。男は建設業が9.5%。	製造業が男女計で32.8%、サービス業が60.6%（男59.8%、女61.9%）であるが、これは工場への派遣労働者と考えられる。

資料）2005年国勢調査

まず「ブラジル」である。「ブラジル」は、男女計でＱサービス業が60.6%であったが、Ｆ製造業は32.8%であった。派遣労働者が多いと推察される。男女とも、ほぼ同じ数値であった。

「中国」は、Ｆ製造業が男で62.9%、女で82.0%であり、特に女で非常に高い割合であった。派遣労働者ではなく、研修生・技能実習生として工場で働く女性が多いことが分かる。男の第２位の産業はＥ建設業の9.5%であった。

６．５　統計的分析のまとめ

本節で岐阜県に居住する「中国」と「ブラジル」の人々の統計的な比較を行った。非常に対照的な姿が判明したが、概要をまとめると図表６－11のように要約できる。

7. 外国人労働者が地域経済にもたらす一般的影響

一般的に、自由な国際間の労働移動が各国の経済厚生を高めることは、Rivera-Batiz［1982］、Wong［1995］、Kondoh［1999］、Hiraiwa & Tawada［2002］等に理論的に示されている。しかし、外国人労働者が問題となるのは、流入した後の所得分配が社会の構成員によって異なることが大きな原因であろう。例えば、自国への労働力流入で利益を得るのはその国の資本家であり、逆にその国の労働者は賃金面で不利益を被ることは、外国人労働者に対する政策を左右することになる。また、賃金や利子率などへの直接的な影響だけでなく、外部不経済を招く点も指摘できる。例えば、

・低賃金に甘んじる外国人労働者が多いために自国民に失業が生じるのではないか。
・医療・教育などの福祉サービスを外国人労働者にも同様に提供すべきかどうか。

・安い労働力雇用を導入することで、退出すべき産業を存続させることになるのではないか。
・不法就労者の増加が懸念され、さらにその取締りに係わるコストが増加するのではないか。
・犯罪が増加するのではないか。

などである。さらには、自国の独自の文化や社会、人口構造への影響が好ましくない、という見方もある。地域経済に視点を絞ってみても、外国人労働者が著しい地域においては市町村の行政サービスのコスト増（例えば通訳サービスや外国語パンフレット、日本語学習、地域住民への啓発活動など）、外国人労働者の国民健康保険への加入に伴う負担増、医療や教育に係わるサービスコスト増、生活面では文化の相違から生じる地域住民との摩擦など、有形無形のコストが問題点として指摘できよう。平岩・伊藤［2008］執筆時の平岩による東海地域の市町村からのヒアリングでも、こうした問題にどう対処していくか、悩みながら試行錯誤しているとの声が担当者から多く聞かれた。

少し古い資料であるが、労働省（当時）が1992年に推計した外国人労働者受入れの社会的費用（労働省職業安定局［1992］、p.59）として、国や地方自治体が負担している社会的コストは62億円程度と試算している。また、同省が日系人の在住が進展している都道府県と市町村を対象に行ったアンケート調査（外国人労働者受入に伴う自治体サービス・施策コストに関する調査）によれば、市町村の対応コストは総額ベースで一人当たり51,164円となり、都道府県負担（9,664円）の5.3倍にのぼった（図表７－１）。現在では外国人労働者数も当時より増加しており、社会的費用の内容にも変化があろうが、受入れる自治体にかかる負担の内容はいずれにしても多岐にわたっていることは確認できる。

図表７－１　外国人労働者受け入れに係わる地方自治体コスト（外国人労働者１人当たり）

単位：円

外国人への自治体のサービス内容	都道府県（注２）	市 町 村（注２）	合　　計
窓口サービス（通訳、ガイドブック等）	50	9,223	9,273
医療・保険サービス（通訳、ガイドブック等）	41	41	82
環境・衛生ガイドブック	3	2,370	2,373
社会保険等加入パンフレット、申請書	96	258	354
教育（日本語学級等）	6,641	21,544	28,185
労働ガイドブック	70	-	70
苦情・相談サービス	691	7,065	7,756
学習サービス（図書館パンフ等）	640	1,244	1,884
住民同士の交流イベント等　（注１）	3,959	326,712	330,671
一般住民サービス（ボランティア助成等）	1,432	14,419	15,851
合　　計	9,664	56,164	65,828

注１）固定費が大きいため合計には含まれていない。
注２）サービスに係わる１人当たりコストが上位４位までの自治体の平均。
出典）労働省職業安定局編『外国人労働者受入れの現状と社会費用』（1992年）

一方、労働コストをもとにした企業（製造業の30人規模の事業所）における受入コストに関しては、上記資料（p.60）に日系人労働者１人月当たりの試算値（日系人労働者の労働コストの構成要素―賃金、社会保険に加え、住宅や日本語研修など外国人固有の対策コスト―が日本人労働者以上にかかると仮定し、滞在期間を２年間とした場合）が401,276円、実際の日系人労働者を受け入れている事業所へのアンケート調査による推計値は336,663円（社会保険へ加入していない事業所、対策をしていない事業所があるために低い金額となる）となっている。そして、この試算値と推計値の差を「企業が支払っていない外国人労働者1人当たりの社会的コスト」と捉えるならば、そのコストは64,613円となる。

８．岐阜県の中国人労働者（「研修生」・「技能実習生」）の実態

８．１　中国人「研修生」・「技能実習生」の量的把握

既に第３節で見たように（図表３－３）、岐阜県は「定住者」、「研修」、「特定活動」（技能実習生）の在留資格で滞在する外国人が大変に多い地域である。岐阜県の登録外国人の在留資格「研修」をみると2006年末で4,863人であり、「特定活動」は7,615人であった。中国人労働者の産業別特徴などを数量的に把握してみよう。

まず日本全国の年次別の「外国人研修生」の受入数（フローの数値であるが、研修期間は概ね１年なのでストック数とほぼ同じ）の推移をみると（(財）国際研修協力機構［2007］)、2002年の58,324人から2006年の92,846人に急増していることが分かる（図表８－１）。外国人研修生の受け入れは、国内側に支援窓口が必要であるが、ＪＩＴＣＯ（(財）国際研修協力機構）が2006年に68,304人（73.6％）と大きな割合を占めている。出身地別にみると、2006年で中国が61,963人（66.7％）と最も多く、アジアで94.6％を占めている（図表８－２）。

JITCO 支援の2006年の研修生68,304人についてみると（図表省略）、その特徴は、①男女別では、女が55.0％とやや多く、②年齢別にみると、20－24歳で39.0％、25－29歳で30.4％、30－34歳で15.8％を占め、③受入産業では、衣服・その他の繊維製品製造業が14,413人（21.1％）と最多であり、次いで食料品製造業が10,062人（14.7％）と多くの業種に分散している。繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く）も1,248人（1.8％）とわずかであるが計上されている。④職種別にみると、衣服・繊維製品製造作業者が13,796人（20.2％）、食料品製造作業者9,872人（14.5％）、紡織作業者1,755人（2.6％）となっている。⑤企業の従業員規模別では、１－19人が26,429人（38.7％）、20－49人が3,378人（12.4％）と小規模企業の利用が多いことが明確である。⑥地域別にみると、第1位は愛知県の5,135人、第2位が広島県の4,329人であり、次いで岐阜県の3,682人となっている。

2006年の岐阜県の JITCO 支援の3,682人の職種と国籍をみると（図表８－３）、衣服・

繊維製品製造作業者が1,656人（45.0％）であり紡織作業者を加えるとほぼ半数に達し、国籍では中国が3,438人（93.4％）と圧倒的に多いことが分かる。

それでは、技能実習生については、実態把握は可能であろうか。『2007年版 JITCO 白書』（p.134）によれば、「技能実習移行者数は、報告に遅延や漏れがあるために、必ずしも技能実習生の受け入れの状況を正確に表していない。しかし、移行申請者数は、移行の申請を取り下げたり、不許可になったりするものが少数いるものの、技能実習へ移行するためには必ず申請しなければならために、技能実習生の受け入れ状況をほぼ正確に表しているといえる」という。そこで JITCO 関係分の技能実習への移行申請状況の推移をみると（図表８－４）、急激に増加しつつあり、2006年度では51,016人に達する。この数値は、

図表８－１　受入れ機関別の外国人研修生の入国状況（2002年～2006年）

区　分	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
総数	58,534	64,817	75,359	83,319	92,846
国の受入れ	12,351	13,473	13,817	13,985	12,868
JITCO 支援	39,724	43,457	51,012	57,050	68,304
その他	6,459	7,887	10,530	12,284	11,674

注）「国の受入れ」の機関は、JICA、AOTS、JAVADA、ILO である。
出典）（財）国際研修協力機構『20070年度版 JITCO 白書』（2007年）

図表８－２　国籍・出身地別の外国人研修生入国者（2002年～2006年）

区　分	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
総数	58,534	64,817	75,359	83,319	92,846
アジア	53,690	59,501	69,762	77,775	87,822
中国	34,754	38,319	48,729	55,156	61,963
ベトナム	3,034	4,028	3,835	4,371	5,744
インドネシア	4,925	5,597	5,204	4,788	5,695
フィリピン	3,222	3,618	3,635	4,311	4,941
タイ	2,739	3,119	3,353	3,645	3,776
その他	5,016	4,820	5,006	5,504	5,703
ヨーロッパ	1,090	1,236	1,364	1,335	1,148
アフリカ	1,416	1,621	1,684	1,705	1,555
北米	727	882	818	860	676
南米	1,164	1,250	1,162	1,143	1,005
オセアニア	399	423	440	471	403
その他	99	59	65	72	53

出典）（財）国際研修協力機構『2007年度版 JITCO 白書』（2007年）

図表８－３　岐阜県のＪＩＴＣＯ支援の外国人研修生入国状況（2005年～2006年）

職種・国籍	実　数（人）			構成比（%）			増加数		増加率（%）	
	2004年	2005年	2006年	2004年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年
合　計	3,025	3,290	3,682	100.0	100.0	100.0	265	392	8.8	11.9
衣服・繊維製品製造作業者	1,839	1,820	1,656	60.8	55.3	45.0	-19	-164	-1.0	-9.0
食料品製造作業者	61	92	133	2.0	2.8	3.6	31	41	50.8	44.6
農業作業者	66	62	65	2.2	1.9	1.8	-4	3	-6.1	4.8
電気機械器具組立・修理作業者	47	116	263	1.6	3.5	7.1	69	147	146.8	126.7
ゴム・プラスチック製品製造作業者	186	282	362	5.0	5.0	9.8	96	80	51.6	28.4
金属加工作業者	274	204	299	9.1	6.2	8.1	-70	95	-25.5	46.6
建設作業者	100	118	149	3.3	3.6	4.0	18	31	18.0	26.3
その他	452	596	755	14.9	18.1	20.5	144	159	31.9	26.7
中国	2,904	3,109	3,438	96.0	94.5	93.4	205	329	7.1	10.6
インドネシア	24	18	32	0.8	0.5	0.9	-6	14	-25.0	77.8
フィリピン	23	91	91	0.8	2.8	2.5	68	0	295.7	0.0
ベトナム	70	47	95	2.3	1.4	2.6	-23	48	-32.9	102.1
タイ	3	3	8	0.1	0.1	0.2	0	5	0.0	166.7
その他	1	22	18	0.0	0.7	0.5	21	-4	2100.0	-18.2

注）職種の「その他」には、「紡織作業者」を含む。
出典）（財）国際研修協力機構『2007年度版 JITCO 白書』（2007年）など

図表８－４　技能実習への移行申請状況の推移（JITCO 関係分）

区　分	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
申請企業数（社）	7,459	7,654	9,226	11,695	13,710	17,218
申 請 人 数（人）	22,268	22,997	27,233	34,816	40,993	51,016
うち岐阜県	2,438	2,748	2,983	3,340	3,620	4,231

出典）（財）国際研修協力機構『2007年度版 JITCO 白書』（2007年）など

図表８－５　岐阜県の技能実習移行申請者の状況（JITCO 関係分、2004年～2006年）

職種・国籍	実　数（人）			構成比（%）			増加数		増加率（%）	
	2004年	2005年	2006年	2004年	2005年	2006年	2005年	2006年	2005年	2006年
合　計	3,340	3,620	4,231	100.0	100.0	100.0	280	611	8.4	16.9
農業	48	47	48	1.4	1.3	1.1	-1	1	-2.1	2.1
漁業	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	-	-
建設	138	159	199	4.1	4.4	4.7	21	40	15.2	25.2
食料品製造	35	57	145	1.0	1.6	3.4	22	88	62.9	154.4
繊維・衣服	2,300	2,374	2,509	68.9	65.6	59.3	74	135	3.2	5.7
機械・金属	302	455	644	9.0	12.6	15.2	153	189	50.7	41.5
その他	517	528	686	15.5	14.6	16.2	11	158	2.1	29.9
中国	3,160	3,357	3,921	94.6	92.7	92.7	197	564	6.2	16.8
インドネシア	24	21	45	0.7	0.6	1.1	-3	24	-12.5	114.3
ベトナム	127	147	158	3.8	4.1	3.7	20	11	15.7	7.5
フィリピン	26	45	68	0.8	1.2	1.6	19	23	73.1	51.1
タイ	3	46	28	0.1	1.3	0.7	43	-18	1433.3	-39.1
その他	0	4	11	0.0	0.1	0.3	4	7	-	175.0

出典）（財）国際研修協力機構『2007年度版 JITCO 白書』（2007年）など

2005年のJITCO支援の研修生受入数57,050人の89.4%であり、研修生のほとんどが実習生へ移行してゆくことが分かる。岐阜県の2006年末の在留資格「特定活動」は7,615人であり、技能実習生が通常2年間であることを考えるとほぼ見合った数字である。この内訳をみると（図表8－5）、2006年においては、職種別では繊維・衣服が2,509人（59.3%）で最大であり、国別では中国が3,921人（92.7%）と圧倒的な割合を占めている。岐阜県の技能実習生等受入適正化推進会［2008］は、「岐阜県内において、研修生から技能実習に移行し就労している者は、中国人を主として約8,000人」「岐阜県全体の約6割の技能実習生等が従事している縫製業」としているが、上記の数値と概数で一致する。田口［2008ａ］にも同様の記述がある。

岐阜県中小企業団体中央会（以下、中央会）が2004年に行った「外国研修生・技能実習生受入組合の活動状況実態調査」によれば、外国人研修生を受け入れている組合は、1989年に「研修生」在留資格が創設される以前は5組合にすぎなかったが、2004年には95組合に増加している（同中央会によれば、現在は130組合を超えている）。うち約73%が「衣服、その他の繊維製品製造業」の組合であり、やはり圧倒的に繊維関係が多い。送り出し国は中国、その多くが江蘇省からである。中央会傘下の組合は1組合につき6社から10社で構成されており、1組合で21人から30人を受け入れている場合が約20%でもっとも多い。

岐阜県では、研修ないし技能実習制度が整う以前、1980年代から一部の製造業が中国への技術移転のため中国人研修生を受け入れていた経緯がある。1980年代後半より、繊維業者は組合を組織して中国で縫製工場を合弁事業として展開していたため、研修はその現地工場稼動のための技術移転が目的であった。しかし、そうした合弁事業も繊維製品価格競争のあおりを受けて撤退が相次ぎ、日本で安価な繊維製品が輸入されるようになると、岐阜のアパレル・繊維産業が構造不況業種へと追い込まれることとなった。労働力確保が困難となり、高齢者、パート、中卒者の雇用さえ困難な状況下、1993年の技能実習生制度を契機として中国からの実習生受入が増加したのである。同中央会への平岩の取材によれば、縫製業や繊維関連の企業（例えばアイロンプレス業等）、10人以下の小規模企業ではすでに日本人の代替労働力として機能しているとのことである。技能実習生は受入企業と雇用契約を結ぶ労働者であり、日本の労働市場への影響として日本人労働者との競合が指摘されるが、少なくとも岐阜県の繊維産業においては競合関係にないと考えられる。

この「中国人研修生・技能実習生が日本人労働者を代替している」という仮説を確かめる一つの方法が、国勢調査の産業中分類別・年齢別に中国人労働力の大きさを確かめることである。残念ながら2005年国勢調査の20%抽出集計結果が現在公表されていないので、詳しい検討はできない。少なくとも、岐阜県においては、男女計の20－34歳の繊維工業・衣服製造業の就業者数は、1995年の11,427人から2000年に8,432人に2,995人（26.2%）減少したが、2005年ではなお減少していると推測される。2005年末の在留資格「研修」は3,588人、「特定活動」（技能実習生）は7,399人、合計10,987人である（図表3－3）ので、

岐阜県の繊維工業・衣服製造業の若年労働力の中核部分を中国人研修生・技能実習生が担っていることはほぼ間違いないことであろう。

8．2　「研修生」の研修手当て・「技能実習生」の賃金

本節では、日本全国の資料に基いて記述する。

外国人研修生は研修期間中、研修手当て（月額）が支給され、この手当てが受け入れ企業のコストとなっている。研修手当ては、食費、日用品費、文書通信費、衣服費等、日本滞在中の生活実費であり、JITCO によれば2006年の平均研修手当て月額は65,612円である。この手当てに加え、受け入れ企業は、往復の渡航費、住居費、水道光熱費、民間損害保険の保険料、研修教材費を負担し、さらに研修生送り出し国へ管理費（送り出し機関の円滑な送り出しに要する費用の一部）も負担する。月額の研修手当ては低下傾向にあり（図表８－７）、2001年の75,031円から2006年への減小額は9,419円（12.6%）であった。

一方、技能実習生については、JITCO への技能実習移行申請者の支給予定賃金（基本給）をみると2006年度平均で11.8万円であるが、一部17万円以上という例もある。2006年９月に JITCO が行ったアンケート調査によれば、手当て等を含む実際の支払い賃金（月額）は平均で14.5万円であった。2005年度は、16.4万円であった。2006年度の支払い賃金を産業別に見ると、繊維・衣服産業がもっとも低いことが分かる（図表８－８）。日系人労働者がもっとも多く就労していると考えられる機械・金属産業でも技能実習生平均賃金が16.8万円であることからすれば、かなり安価な労働力と考えられる。岐阜県における中国人の世帯年収については第10節で述べるが（図表10－１）、その調査結果によれば中国人研修生の研修手当てが月平均８万円程度、技能実習生は12～14万円程度の月給とのことであり、図表８－８と概ね整合的である。岐阜県の研修生及び技能実習生には女性が多いことは前節でみたが、衣服製造業に従事する女の平均月収（全国、20－24歳）が14.5万円よりはやや低い。但し、日本では年間賞与が大きいが、技能実習生の年間賞与の統計資料は現在のところ、筆者は見出していない。

岐阜県における中国人の研修生、技能実習生の雇用に関する問題は、多数報告されている。その実情の一端を日系ブラジル人と併せて補論２にまとめておいた。

図表８－６　国勢調査による繊維・衣服工業の年齢別就業者数の推移（1975年～2000年）

（１）男女計	年　齢	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年
①繊維工業・衣服製造業（①＋②）	総　数	103,445	99,823	95,101	87,661	63,926	43,563
	15－19歳	64,990	6,275	5,228	4,018	1,227	564
	20－24歳	12,270	7,543	6,807	5,891	4,659	2,913
	25－29歳	12,545	8,659	4,779	4,292	3,261	3,184
	30－34歳	14,345	14,735	9,634	5,394	3,507	2,335
	35－39歳	14,905	15,914	15,164	9,649	4,439	3,228
②繊維工業（衣服，その他の繊維製品を除く）	総　数	41,530	32,743	30,070	27,268	18,618	12,695
	15－19歳	7,690	4,208	3,229	2,434	800	353
	20－24歳	4,835	2,784	3,151	2,718	2,215	856
	25－29歳	3,240	1,807	1,060	1,075	1,101	935
	30－34歳	3,685	2,835	1,928	1,125	991	759
	35－39歳	4,665	3,408	3,043	1,878	1,000	709
③衣服・その他の繊維製品製造業	総　数	61,915	67,080	65,031	60,393	45,308	30,868
	15－19歳	3,075	2,067	1,999	1,584	427	211
	20－24歳	7,435	4,759	3,656	3,173	2,444	2,057
	30－34歳	10,660	11,900	7,706	4,269	2,516	1,576
	35－39歳	10,240	12,506	12,121	7,771	3,439	1,652
（２）男	年　齢	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年
①繊維工業・衣服製造業（①＋②）	総　数	35,030	31,296	29,917	30,125	23,604	16,749
	15－19歳	1,105	558	697	886	189	85
	20－24歳	3,340	1,623	1,548	1,575	1,347	542
	25－29歳	4,850	2,780	1,824	1,806	1,510	955
	30－34歳	5,215	4,210	2,796	1,942	1,452	994
	35－39歳	5,200	4,839	4,269	2,964	1,603	1,054
②繊維工業（衣服,その他の繊維製品を除く）	総　数	18,245	15,013	14,120	13,816	10,027	7,316
	15－19歳	570	252	352	423	118	75
	20－24歳	1,510	650	794	762	814	280
	25－29歳	2,035	1,093	677	733	745	500
	30－34歳	2,235	1,688	1,081	697	623	507
	35－39歳	2,540	1,884	1,752	1,063	625	488
③衣服・その他の繊維製品製造業	総　数	16,785	16,283	15,797	16,309	13,577	9,433
	15－19歳	535	306	345	463	71	10
	20－24歳	1,830	973	754	813	533	262
	25－29歳	2,815	1,687	1,147	1,073	765	455
	30－34歳	2,980	2,522	1,715	1,245	829	487
	35－39歳	2,660	2,955	2,517	1,901	978	566
（３）女	年　齢	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年
①繊維工業・衣服製造業（①＋②）	総　数	68,410	68,526	65,184	57,536	40,322	26,814
	15－19歳	9,660	5,717	4,531	3,132	1,038	479
	20－24歳	8,930	5,920	5,259	4,316	3,312	2,371
	25－29歳	7,685	5,879	2,955	2,486	1,751	2,229
	30－34歳	9,130	10,525	6,838	3,452	2,055	1,341
	35－39歳	9,705	11,073	10,895	6,685	2,836	1,307
②繊維工業(衣服,その他の繊維製品を除く)	総　数	23,285	17,730	15,950	13,452	8,591	5,379
	15－19歳	7,120	3,956	2,877	2,011	682	278
	20－24歳	3,325	2,134	2,357	1,956	1,401	576
	25－29歳	1,200	714	383	342	356	435
	30－34歳	1,450	1,147	847	428	368	252
	35－39歳	2,125	1,523	1,291	815	375	221
③衣服・その他の繊維製品製造業	総　数	45,125	50,796	49,234	44,084	31,731	21,435
	15－19歳	2,540	1,761	1,654	1,121	356	201
	20－24歳	5,605	3,786	2,902	2,360	1,911	1,795
	25－29歳	6,485	5,165	2,572	2,144	1,395	1,794
	30－34歳	7,680	9,378	5,991	3,024	1,687	1,089
	35－39歳	7,580	9,550	9,604	5,870	2,461	1,086

資料）国勢調査20％抽出集計結果

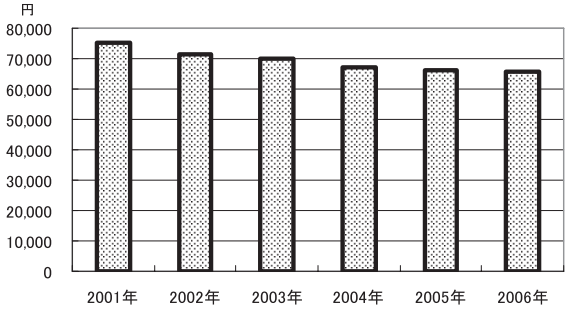

資料）『JITCO 白書』2006年版、2007年版

図表８－７　JITCO 支援の外国人研修生の研修手当（平均月額）の推移（全国、2001年～2006年）

図表８－８　技能実習生の職種別平均賃金（全国）

単位：万円

職　種	2005年度			2006年度
	総　数	男	女	総　数
繊維・衣服	13.7	17.4	13.4	12.5
機械・金属	16.9	18.3	15.5	16.8
溶接	20.0	20.0	20.1	16.6
プラスチック成形	16.3	16.1	16.4	16.0
食料品製造	15.2	21.7	14.8	13.7
その他	18.2	18.5	13.6	15.3
漁業	-	-	-	11.3
建築	-	-	-	15.0
農業	-	-	-	12.9
全業種平均	16.4	18.8	14.4	14.5

注１）2005年は、ＪＩＴＣＯによる292社の技能実習生3,325人を対象とする調査結果による。
注２）2006年は、ＪＩＴＣＯによる2006年９月に10,599社を対象とする調査結果による。
企業が「基本給が最も安い技能実習生」へ支払った「直近の月の支払い月額給与」である。
資料）『JITCO 白書』2006年版、2007年版

図表８－９　賃金構造基本調査による男女別・年齢別賃金（全国、2005年）

単位：千円

（１）男女計	年　齢	決まって支給する 現金給与額	決まって支給する 所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
①Ｆ製造業（企業規模計、学歴計）	総　数	-	292.1	987.9
	18－19歳	-	166.5	133.1
	20－24歳	-	187.8	410.5
	25－29歳	-	219.3	642.4
	30－34歳	-	257.1	869.8
	35－39歳	-	301.2	1,096.5
②Ｆ11繊維工業(衣服,その他の繊維製品を除く)（10－99人、学歴計）	総　数	241.2	225.4	405.0
	18－19歳	183.9	168.3	122.2
	20－24歳	193.7	176.9	298.5
	25－29歳	207.3	190.6	307.7
	30－34歳	250.4	226.0	457.2
	35－39歳	262.1	247.4	527.0
③Ｆ12衣服・その他の繊維製品製造業（10－99人、学歴計）	総　数	188.7	183.0	207.8
	18－19歳	142.4	137.3	46.7
	20－24歳	150.9	145.3	113.9
	25－29歳	180.1	174.0	215.0
	30－34歳	217.3	212.0	446.2
	35－39歳	224.7	220.0	346.6
（２）男	年　齢	決まって支給する 現金給与額	決まって支給する 所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
①Ｆ製造業（生産労働者、企業規模計、学歴計）	総　数	-	274.3	825.0
	18－19歳	-	170.5	139.4
	20－24歳	-	190.6	444.8
	25－29歳	-	218.7	603.2
	30－34歳	-	251.6	802.6
	35－39歳	-	280.8	904.4
②Ｆ11繊維工業（衣服,その他の繊維製品を除く）（10－99人、高卒）	総　数	288.5	267.2	485.1
	18－19歳	192.8	170.7	140.5
	20－24歳	206.8	178.5	349.9
	25－29歳	229.8	201.5	387.8
	30－34歳	260.7	232.2	451.9
	35－39歳	297.2	278.0	621.2
③Ｆ12衣服・その他の繊維製品製造業（10－99人、高卒）	総　数	266.0	148.5	349.4
	18－19歳	153.2	149.7	118.7
	20－24歳	156.6	209.9	126.0
	25－29歳	220.4	250.9	328.9
	30－34歳	261.9	275.8	446.7
	35－39歳	287.2	275.9	626.2
（３）女	年　齢	決まって支給する 現金給与額	決まって支給する 所定内給与額	年間賞与その他特別給与額
①Ｆ製造業（生産労働者、企業規模計、学歴計）	総　数	-	166.6	330.0
	18－19歳	-	154.7	106.4
	20－24歳	-	163.7	314.7
	25－29歳	-	172.6	354.2
	30－34歳	-	182.3	437.2
	35－39歳	-	175.6	384.2
②Ｆ11繊維工業(衣服,その他の繊維製品を除く)（10－99人、高卒）	総　数	169.7	164.0	279.6
	18－19歳	167.7	163.9	88.8
	20－24歳	164.2	160.9	339.2
	25－29歳	181.0	172.8	236.9
	30－34歳	176.4	161.6	249.9
	35－39歳	165.3	159.1	248.2
③Ｆ12衣服・その他の繊維製品製造業（10－99人、高卒）	総　数	146.4	142.7	107.5
	18－19歳	139.1	134.5	27.5
	20－24歳	145.3	140.1	112.1
	25－29歳	146.2	142.9	96.5
	30－34歳	165.7	162.4	270.4
	35－39歳	145.3	141.9	94.4

資料）厚生労働省「賃金構造基本調査」

9．岐阜県の日系ブラジル人労働者の実態

9．1　岐阜県の外国人雇用状況調査（2006年）

外国人雇用状況報告（2006年６月１日、これが最新の公表結果である）については、第４節で説明した。留意点を再説すると、①29人以下の事業所は一部しか調査されておらず、外国人労働者を雇用している事業所を全数把握しているものでない。また②直接雇用する事業所、及び間接雇用（外国人労働者が労働者派遣、請負などにより事業所内で就労している場合）の両者が調査されているために、同一外国人労働者が重複して計上されることがある。③研修生はこの調査対象となっていない（国勢調査では就業者に計上される）。④韓国、朝鮮などの永住者は、調査対象になっていない。

2006年岐阜県調査（岐阜労働局［2007］）では、直接雇用が7,896人（製造業が6,628人）、間接雇用が11,714人（製造業が11,472人）と報告されている。国勢調査と比較すると、外国人労働者22,237人（総数25,020人から韓国、朝鮮の2,783人を控除した数値）のかなりの部分をカバーしているようにみえるが、29人未満の事業所は一部しか調査されず、繊維関係を中心にかなりの外国人労働者の漏れが推測され、岐阜労働局［2007］は「在留資格「特定活動」（技能実習生）の労働者数について、年を追うごとに増加してきているが、別の推計によれば県内の研修生・技能実習生は１万人ともいわれていることから、現在の集計結果を基に推測すると技能実習生の８割程度は30人未満規模の未報告の事業所で就労していると思われ」と述べている。この結果、調査対象は主に日系ブラジル人であり、そのために本節で解説する。

前節までの記述と重複するが、2006年岐阜県調査の重要な特徴を列記する。

（１）出身地域別：直接雇用においては中南米が4,010人（50.8％）と最多であり、うち日系人が3,806人（中南米の94.9％、総数の48.2％）であった。ついで東アジアが1,481人（31.4％）、東南アジアが1,248人であった。この調査結果は、日系人の状況が色濃く反映されている。

（２）産業別：直接雇用・間接雇用を併せて、第１位が製造業18,100人（92.3％）、第２位がＱサービス業829人（4.2％）であり、製造業がほとんどである。直接雇用者の7,986人のうち、生産工程作業員は7,070人（89.5％）であった。すなわち、岐阜県の外国人労働者は、ほとんど工場で生産工程作業者として働いている。

（３）業種別：直接雇用の製造業6,628人のうち、電気機械器具製造業1,605人、輸送用機械器具製造業1,481人、衣服・その他の繊維製品製造業752人などが多かった。

（４）従業者規模別：100～299人規模が直接雇用・間接雇用合計で5,234人（26.7％）と最も多い。しかし、上述のように、繊維関係の30人未満規模の事業所に多くの未報告があると思われる。

（５）在留資格別：直接雇用の外国人労働者数7,896人のうち、「就労の制限なし」（定住

図表９－１　岐阜県の日系中南米人の就業状況（2006年）

（１）産業別

区　分	実数（人）	構成比（%）
総数	3,806	100.0
製造業	3,274	86.0
サービス業（他に分類されないもの）	435	11.4
飲食店・宿泊業	4	0.1
教育、学習支援業	0	0.0
卸売・小売業	2	0.1
その他	91	2.4

（２）規模別

区　分	実数（人）	構成比（%）
総数	3,806	100.0
０－29人	43	1.1
30－99人	404	10.6
100－299人	1,011	26.6
300人以上	2,348	61.7

注）直接雇用の者による。
資料）岐阜労働局「外国人雇用状況報告」（2006年）より作成

者など）は5,172人（65.5%）であり、その85.4%の4,418人が製造業である。「特定活動」（技能実習生のみ）は1,965人（24.9%）であり、その89.8%の1,765人が製造業である。

（６）入職・離職状況：直接雇用の外国人労働者の入職、離職状況をみると、調査日から過去1年間の入職者が5,468人、離職者が3,748人であり、それぞれ直接雇用外国人労働者数全体の69.3%、47.5%と非常に頻繁な入離職となっている。

（７）中南米の日系人：3,806人中で、製造業が3,274人（86.0%）とほとんどであり、従業者規模別では、300人以上が2,348人（61.7%）であった。すなわち、日系人は規模の大きな工場に就業していることが明確である。

岐阜県における中国人の研修生、技能実習生の雇用に関する問題は、多数報告されている。その実情の一端を日系ブラジル人と併せて補論１にまとめておいた。

９．２　岐阜県の日系ブラジル人の地域経済への影響

まず労働市場への影響を検討する。岐阜県の日系ブラジル人の就業者数は、2005年国勢調査で9,920人とほぼ１万人（就業者の総数は107万人）の規模がある。そこで、日本人の労働市場に影響を与えている可能性が考えられるが、その点を２つの指標で検討しよう。国勢調査の完全失業率に関しては1955年から2005年まで全ての調査年次で全国より低い。

2005年では、全国の6.00％に対し、岐阜県は4.82％と良好であった（図表９－２）。有効求人倍率に関しては、1961年から2006年度まで一度も全国以下となったことがないが、2006年度は全国の0.95倍に対し、岐阜県は1.31倍であった（図表９－３）。以上のように、最近まで岐阜県の労働市場は良好な状態にあり、日系ブラジル人の影響はないように思われる。これは2006年度までは景気が上昇局面にあるためかもしれず、今後、景気後退局面に入ると、日本人との競合が始まる可能性がないとはいえない。

実際、2008年10月15日に日本銀行名古屋支店が発表した管内金融経済事情では、中部３県の景気の総合判断は「なお高水準を保ちつつも、下降局面にある」とされ、2008年で５回目の下方修正となった（日本経済新聞記事、2008年10月16日）。また、岐阜県美濃加茂市の人材派遣会社では、新規の派遣要請は昨年同時期の２割」と激減しているという（同日本経済新聞記事）。景気の後退に伴って、日系ブラジル人労働者の労働市場環境が急速に悪化している可能性が高く、日本人との競合が懸念される。

次に、ブラジル人労働者の消費が地域経済に与える影響を考える。多賀［2008］は、東海３県のブラジル人労働者の年収をヒアリング結果より製造業360万円、非製造業336万円と推計した上で、総収入を2,574.7億円、可処分所得を2,304.4億円、送金などを控除して、国内消費額を1,428.0億円と推計している。第二次経済波及効果まで含めた総合効果は2,273.9億円、GDP に相当する租付加価値額は1,364.6億円と試算し、2004年度の東海３県の GDP の0.28％に相当すると推計している。その他、定住傾向が強まるにつれて自宅の住宅を取得する件数が、実数は少ないものの増加傾向にあると指摘している。

中国人の消費についての資料はないが、人数が急激に増加していることから消費額も急増していると推測される。但し、研修生・実習生は帰国が予定されており、中国への送金動機が強いと考えられるために１人当たりではブラジル人ほどの消費額はないと推測される。

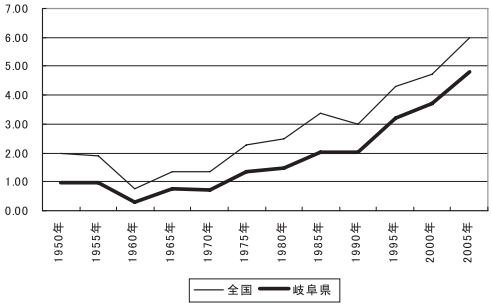

注）完全失業率（％）＝失業者数／労働力人口×100
資料）国勢調査

図表９－２　完全失業率の推移
（岐阜県、1955年～2005年）

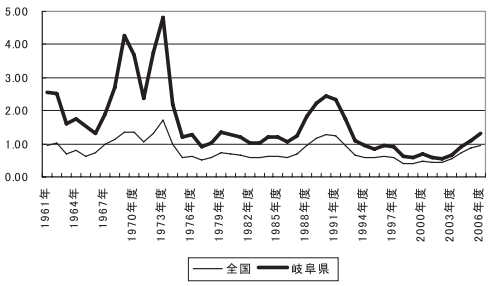

注）1968年までは暦年、1969年度以降は年度。
1965年から1969年度までは新規学卒者を除く。
1970年度以降は、新規学卒者、パートタイマーを除く。
有効求人倍率（倍）＝有効求人数／有効求職者数
岐阜県は、2006年度に全国第４位。愛知県が第１位、三重県が第２位。
資料）厚生労働省「労働市場年報」

図表９－３　有効求人倍率の推移
（岐阜県、1961年～2006年度）

10. 岐阜県の中国人と日系ブラジル人の世帯年収

岐阜県における中国人と日系ブラジル人の収入についての統計資料は極めて少ない。筆者が知りえた、世帯年収についての2004年の調査結果があるので紹介する（図表10－１）。

（財）岐阜県国際交流センターの『在住外国人との共生社会構築に関する調査報告書』によれば、中国人42世帯では年収200万円以下が85.7％であったのに対し、日系ブラジル人135世帯では31.1％に過ぎなかった。明らかに日系ブラジル人世帯が中国人世帯より高収入であった。但し、サンプルが少なく、また中国人は単身者が多いなど偏りがあるので、残念ながらこの資料のみで岐阜県の代表的な姿ということはできない。

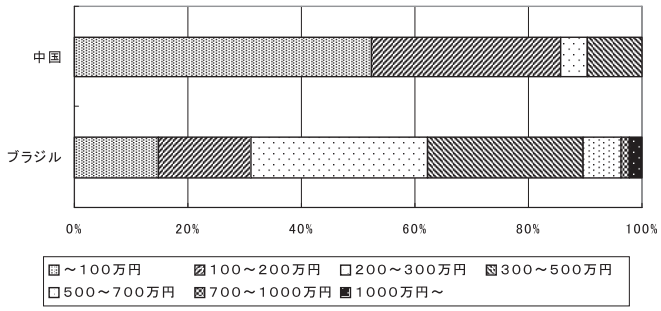

注）サンプル数は、日系ブラジル人135世帯、中国人42世帯。
日系ブラジル人の回答者の住所は大垣市に偏っており、必ずしも岐阜県の代表的なサンプルでないのに注意。
資料）財団法人岐阜県国際交流センター『在住外国人との共生社会構築に関する調査報告書』2005年１月。

図表10－１　中国人と日系ブラジル人の世帯年収（2004年、岐阜県）

11. 結論と残された課題

11. 1　結論

研究課題１は、「岐阜県における中国人労働者と日系ブラジル人労働者の特徴を比較すること」であった。これについては、第6節の検討により、中国人とブラジル人は対照的な結果が得られた。

結論１：ブラジル人は、男が優勢で、20歳代から40歳代とその子供の世帯居住が多い。15歳以上人口に占める男の労働力割合は94.2％と極めて高く、失業率は男女共で4.8％と全人口6.0％より低い。サービス業就業者数60.6％、製造業就業者数32.8％であるが、サービス業は派遣労働者のために、職業別では生産工程・労務作業者の割合が91.7％と非常に高い。

結論２：中国人は、女が優勢であり、20－34歳に集中している。単独世帯比率が93.6％と非常に高く、単身者が多いことが明瞭である。15歳以上人口に占める労働力の割合は、男の80.2％より、女の86.8％が高かった。失業率は、岐阜県の女では1.2％と極めて低かった。製造業の就業者が76.8％と最も多いが、女では82.0％に達する。それについで男女ともサービス業（他に分類されないもの）、男では建設業の就業者も多い。職業別では、生産工程・労務作業者が男女計で88.2％と最も多いが、女では91.4％に達する。

研究課題２は、「岐阜県経済に対する中国人労働者と日系ブラジル人労働者の影響を把握すること」であった。これについては、以下の結論が得られた。

結論３：労働市場において、現在まで外国人労働者は日本人労働者と競合関係にはなく、中国人は繊維・衣服工業の、日系ブラジル人は電気・輸送用機械工業の、地元企業における単純労働の担い手として存在している。

結論４：中国人の年収は明確ではないが、日系ブラジル人の世帯年収は200－500万円程度と推定される。中国人や日系ブラジル人の消費は、地域経済で一定の存在となりつつある。

11. 2　残された課題

残された課題は多い。主要なものを挙げると、以下のものがある。

課題１：中国人、日系ブラジル人の居住により、その社会的費用（教育費用、町内会の努力、犯罪など）の種類、推定金額を把握すべきである。筆者は、外国人居住者の増加によって市町村および地域コミュニテイが受けている業務の増加は、政府の施策によって生じたものであって、明らかに全国一律の影響ではないので、その対策のための財源は少なくとも国費で賄うべきであると考える。そして外国人労働者雇用の受益者である企業の負担を促すべきと考えるが、そうした理論的根拠を今後考えてゆきたい。

課題２：市町村別分析である。外国人集住都市会議が存在するように、ニューカマーの外国人は特定の市町村に集中して居住する傾向が強い。そこでまず、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の市町村別の統計的把握を行うことが必要である。その上で、市町村別に実状

と課題を探究することが重要である。
課題３：外国人労働者が日本人の労働者に代替した事実と競合の程度の分析が更に必要である。そのために、実態把握を充実することが必要である。岐阜県においては繊維産業に従事する日本人の若年女子労働力が中国人の若年女子労働力に代替されたと考えられるが、日本人の就業希望者の減少の穴を中国人が埋めたと推測される。また日系ブラジル人の電気・輸送用機械工業への参入により、労働市場がどのような影響を受けたかが注目される。

補論１　岐阜県における外国人労働者の雇用に関する諸問題

岐阜県における外国人労働者の雇用に関する問題の一端が、下記の３資料により窺えるので紹介する。外国人労働者が、外国人側でも雇用側でも多岐にわたる多くの問題を抱えていることが明瞭であるが、その問題を整理・分析することは容易ではない。多数の論考が必要であろう。今回の執筆を通じて入手した文書を、ひとまず資料として掲げ、参考に供したい。

資料１：岐阜労働局「第２回技能実習生等受入適正化推進会議の開催について」（2007年11月27日公表）
図表補１に示すように、岐阜労働局の監督指導全体と比較して、技能実習生関係の雇用者側の法違反率が非常に高いことが報告されている。

資料２：岐阜労働局「外国人技能実習生の適正な労働条件確保のための協力要請について」

図表補１　岐阜労働局の技能実習生関係法違反指摘状況（平成18年度）

法違反事項		監督実施事業場数	違反事業場数（件）	違反率（%）	
				技能実習生関係	監督指導全体
総数		245	209	85.3	64.2
主な違反事項	労基法第15条　労働条件の明示	245	43	17.6	10.1
	労基法第18条　貯蓄金管理	245	43	17.6	1.0
	労基法第24条　賃金の支払い	245	75	30.6	2.5
	最賃法第５条　最低賃金	245	47	19.2	2.3
	労基法第32条　労働時間	245	84	34.2	20.4
	労基法第37条　割増賃金	245	120	49.0	13.7

注）複数の違反事件があった場合については、それぞれの事項に計上。
　　違反率＝違反事業場（件）数／監督実施事業場数（245事業場）
資料）岐阜労働局「第２回技能実習生等受入適正化推進会議の開催について」（平成19年11月27日発表）別紙１

（技能実習生等受入適正化推進会議）（2008年２月13日発表）

この資料は、縫製加工発注団体に対して「外国人技能実習生の適正な労働条件確保のため協力要請を行った」ものである。この文書には、労働基準法違反等が認められた事例が、平成19年度について４ケース紹介されているが、その内容は「長時間労働及び低賃金」、「低賃金及び書類の不正な作成」、「強制預金及び時間外労働割増賃金の一部不払」、「最低賃金法及び労働基準法違反で書類送検」であった。

資料３：田口健治「平成19年度外国人雇用管理アドバイザーの所感」「平成19年度外国人雇用管理アドバイザー遭遇事例集」

この２資料は、岐阜労働局外国人雇用管理アドバイザー（労務管理担当）である田口健治氏の経験がまとめられたものである（田口［2008ａ］,［2008ｂ］）。中国人の研修生、技能実習生の事例、日系ブラジル人の請負・派遣労働者の事例が、広範に亘って報告されており、非常に興味深く、貴重な基礎資料と考える。例えば、「遭遇事例集」の内容は、Ⅰ．労働基準法関係、Ⅱ．税金関係、Ⅲ．社会保険関係（健保・厚生年金）、Ⅳ．労災・安全衛生法、Ⅴ．雇用保険関係、Ⅵ．入管関係、Ⅶ．（請負・派遣元）業者関係、Ⅷ．不法就労関係、Ⅸ．寮・社宅・近隣・住居関係、Ⅹ．その他、となっている。「所感」には、「遭遇事例集」の内容が整理された上で、中国人、ブラジル人をめぐる近年の動向も述べられている。

補論２　岐阜県における日系ブラジル人の教育問題

日系ブラジル人の子弟のうち多数の者が、ポルトガル語を母語とする教育、あるいは日本語を母語とする教育を十分に受けていないという問題である。この問題の重要性は、①能力を獲得し、伸ばす機会を失ってしまうという、日系ブラジル人の子弟本人が大きな損失を被ること、と同時に、②教育程度の低い成年が低技能・賃金労働者となり、犯罪に関わるなど、日本社会が不安定になる可能性を孕む点にある。教育に関する論点も、経済学の「人的資本」を始め、教育を受ける権利など非常に幅広く、現時点では簡単にはまとめることができない。この教育に関する原資料の一つに、外国人集住都市会議［2007, 2008］がある。以下は、筆者が気づいた点を整理・確認するにとどまる。

（１）就学義務と通学する学校

日系ブラジル人に日本の法律上の「就学義務」はない。日本国憲法第26条の第１項に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定められ、第2項に「すべて国民は、法律の定めるところにより、その

保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と定められている。この規定は、ブラジル国籍の日系ブラジル人に適用されない。日本国民ではないからである。すなわち、市町村立小学校・中学校に通学させる義務が、日系ブラジル人子弟の父兄にはない。

そこで日系ブラジル人子弟の教育は、教育を受けない者と学校に通学する者に大別される。次に、通学先の学校は、ブラジル人学校と市町村立小学校・中学校に大別される。

ブラジル人学校は、ポルトガル語を母語として、ブラジルの教育課程により教育を行うので、親がブラジルに帰国してもブラジルの高校に入学するのが容易である。しかし、費用は高いとされ、日本の高校へ進学する場合には日本語力の低さが懸念される。午前あるいは午後の半日授業の形態が多いと聞いている。日本の教育課程に則った教育ではないので、「各種学校」扱いであり、私学補助は受けられない。

日本の小中学校は、日本語を母語として（ポルトガル語は補助として)、日本の教育課程で教育が行われる。そのために日本の高校へ進学することは容易である。しかし、ブラジルに帰国するとポルトガル語力の低さが懸念される。費用負担は、給食費などを除いて原則無料である。一般に、外国人登録がなされている場合は、市町村の教育委員会は就学の通知を出し、就学を促している。しかし、第4章で述べたように、未登録、二重登録が多くあって十分に把握しきれないと聞いている。国による当該市町村の財源の手当ては不十分であり、学校の教員の努力、民間ボランティアの協力で支えられているように見える。

以上を通じての問題は、ブラジル人子弟が、第１に、基礎教育（小学校教育、中学校教育）を全く受けずに成年になる可能性があること、第２に、高校教育を受けずに日本社会に取り残される可能性があること、第３に、母語としてのポルトガル語、日本語の語学力が両者共不足（「セミリンガル」と呼ばれることがある）する可能性があることである。言語は思考力と密接に結びついているので、日本語もポルトガル語も十分に使えない場合は本人の不利益は大きい。第４に、この問題に対処するための、人的、財源の手当てがなされず、家族や学校、地域の自発的な努力に過度の負担を負わせていることである。

（２）美濃加茂市の実態

美濃加茂市の日系人の教育問題については、『みのかも多文化共生シンポジウム報告書』に報告されている。2005年度の報告書（2006年３月26日）には、「外国人の教育をめぐる国の動向」、「子どもたちの声「何のために学校へ行く？」」と「大人たちの声「大人ができることは何だろう？」」などが収録されている。2006年度の報告書（2007年３月11日）には、「子どもたちの未来のために自分ができること」などが収録されている。参考資料もあり、充実した内容となっている。

（3）日系人高校生・大学生の声

日本の高校、大学で学ぶ日系人の子弟が直接発言したシンポジウムの記録が『みのかも多文化共生シンポジウム報告書（日本語を母語としない子どもたちが自立していくために)』(2006年3月26日）の「子どもたちの声「何のために学校へ行く？」」にある。彼らの真摯な声は、筆者に、教育が人間に持っている重要性を教えてくれ、それは日本人の教育と同質であると受け止められる。興味のある方は是非読んでいただきたい。彼らの発言の一部を紹介する（美濃加茂市・美濃加茂国際交流協会［2006], pp.24-25)。下記は要約である。

質問者「学校にいっていない子どもたちが少なからずいるわけですけれども、皆さんはどんなふうに感じていますか」

大学生「正直もったいないと思います。やっぱり自分の可能性は自分や親が狭めるものでもなく、自分で広げて、親に手伝ってもらって広げるものだと思います。私がよく言われてきたことは、自分で学んだものは一生自分で死ぬまで身についているものなので、唯一私に残せる財産は勉強だと言われたんです。」

高校生「本当にもったいないことをしていると思いますし、親が自分の子どもに希望を持っていないということは多分ないと思うんですよ。いつも自分のために働いてくれる親にはとても感謝していて。親のサポートを利用して、もっともっと自分の可能性とか、自分の特性を伸ばして、自分だけの能力をつくっていくといいと思います。」

【参考文献】

外国人集住都市会議、2007、『外国人集住都市会議東京2006報告書』.

外国人集住都市会議、2008、『外国人集住都市会議みのかも2007報告書』.

岐阜県中小企業団体中央会、2004、「外国研修生・技能実習生受入組合の活動状況実態調査」.

岐阜労働局、2007、「県内における外国人労働者数は大幅増加（外国人雇用状況報告の集計結果について）」（岐阜労働局Web資料）.

岐阜労働局、2007、「第２回技能実習生等受入適正化推進会議の開催について」（岐阜労働局Web資料）.

技能実習生等受入適正化推進会議、2008、「外国人技能実習生の適正な労働条件確保のための協力要請について」（岐阜労働局Web資料）.

後藤純一、1993、『外国人労働者と日本経済』、有斐閣.

浜松市企画部国際課、2007、『浜松市における南米系外国人の生活・就労実態調査　報告書』.

平岩恵理子・伊藤薫、2008、「東海地域における外国人労働者の実態と特徴－中国人と日系ブラジル人を中心に－」、『研究紀要』（星城大学経営学部）、№.５、pp.49-96.

Hiraiwa, E. and M. Tawada, 2002, “A Non-Traded Good, Specific Factors and International Migration,” Studies in Regional Science, Vol.32, No.2, pp.31-40.

石川義孝、2005ａ、「外国人関係の２統計の比較」、『人口学研究』、No.37、pp.83-94.

石川義孝、2005ｂ、「日本の国際人口移動の転換点」、『アジア太平洋地域の人口移動』、明石書店、pp.327-351.

石川義孝、2007、『人口減少と地域－地理学的アプローチ』、京都大学学術出版会.

伊藤薫、2005、「国勢調査における非標本誤差について－学生アルバイトの過少申告の検討－」、*Review of Economics and Information Studies*（岐阜聖徳学園大学経済情報学部紀要）、Vol.６、No.１・２、pp.1-27.

伊藤薫、「岐阜県の人口移動―岐阜県人口動態統計調査特別集計結果の分析―」、『経済学論纂』（中央大学）、Vol.47、No.３・４、pp.109-133.

伊藤薫・平岩恵理子、2007、「日本における国際労働移動の実態と特徴－全国と東海地域を中心に－」、『現代国際貿易の諸問題－環境、対外援助、国際間要素移動と不完全競争－』（中京大学経済学部付属経済研究所研究叢書第14輯）、勁草書房、pp.133-153.

JITCO（国際研修協力機構）、2007、『2007年度版　外国人研修・技能実習事業実施状況報告』（JITCO 白書）』.

人口問題審議会・厚生省人口問題研究所編、1993、『国際人口移動の実態　日本の場合・世界の場合』、東洋経済新報社.

梶田孝道、1994、『外国人労働者と日本』、日本放送出版協会.

梶田孝道・丹野清人・樋口直人、2005、『顔の見えない定住化　日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』、名古屋大学出版会.

梶田孝道・宮島喬編、2002、『国際社会１　国際化する日本社会』、東京大学出版会.

河越正明・星野歩、2006、「都市別データによる外国人労働者の一考察　－地域的な分布状況及び地域経済に与える影響－」、内閣府経済社会総合研究所、ESRI Discussion Paper Series No.158.

桑原靖夫、2001、『グローバル時代の外国人労働者』、東洋経済新報社.

Kondoh, K., 1999, “Permanent Migrant and Cross-Border Workers - The Effects on the Host Country,” *Journal of Regional Science*, 39, pp.467-478.

厚生労働省、2005、『平成19年度厚生労働白書』.

美濃加茂市・美濃加茂国際交流協会、2006、『みのかも多文化共生シンポジウム報告書（日本語を母語としない子どもたちが自立していくために）』（2006年３月26日）、63ページ.

美濃加茂市・美濃加茂市教育委員会・美濃加茂国際交流協会、2007、『みのかも多文化共生シンポジウム報告書（子どもたちの未来のために自分ができること）』（2007年３月11日）、81ページ.

森廣正、2002、「日本における外国人労働者問題の研究動向－文献を中心にして」、『大原社会問題研究所雑誌』、No.528、pp.1-25.

森田桐郎編著、1994、『国際労働移動と外国人労働者』、同文館.

森田優三、1956、「人口統計における年齢の誤り」、『一橋論叢』、Vol.35、No. 6 、pp.1-19.

日本人口学会編、2002、『人口大事典』、培風館.

OECD, 2005, Migration, *Remittances and Development*.

大友篤、1996、『日本の人口移動－戦後における人口の地域分布変動と地域間移動』、大蔵省印刷局.

Rivera-Batiz,F.L., 1982, “International Migration, Non-Traded Goods and Economic Welfare in the Source Country,” *Journal of Development Economics*, 11, pp.81-90.

労働政策研究・研修機構、2004、『外国人労働者問題の現状把握と今後の対応に関する研究』.

労働政策研究・研修機構、2006、『ものづくり現場における外国人労働者の雇用実態に関する調査結果』.

労働省職業安定局、1992、『外国人労働者受け入れの現状と社会的費用』、労務行政研究所.

出入国管理関係法令研究会編、2005、『ひと目でわかる外国人の入国・在留案内―外国人の在留資格一覧（10訂版）』、日本加除出版.

庄司啓一、2003、「アメリカ合衆国における外国人労働者問題の研究動向－日本の研究を中心に」、『大原社会問題研究所雑誌』、No.531、pp.1-14.

多賀弘顕、2008、「拡大を続ける外国人市場〜在日ブラジル人の消費パワー〜」、『レポート2008』、共立総合研究所、第120号、pp.16-29.

田口健治、2008ａ、「平成19年度外国人雇用管理アドバイザーの所感」.

田口健治、2008ｂ、「平成19年度外国人雇用管理アドバイザー遭遇事例集」.

丹野清人、2003、「ブローカーの社会学　ピンポイント移住と地域労働市場」、『現代思想』、第31巻６号、pp.206-219.

山田遼一・黒木忠正、2006、『よくわかる入管法』、有斐閣.

Wong, K.Y., 1995, “*International Trade in Goods and Factor Mobility*,” The MIT Press.